

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（案）

〔平成16年4月1日〕
法人規則第1号

改正 平成16年法人規則第23号
平成16年法人規則第26号
平成16年法人規則第36号
平成17年法人規則第1号
平成17年法人規則第4号
平成18年法人規則第3号
平成18年法人規則第22号
平成18年法人規則第37号
平成18年法人規則第43号
平成18年法人規則第52号
平成19年法人規則第28号
平成19年法人規則第39号
平成19年法人規則第50号
平成20年法人規則第20号
平成20年法人規則第29号
平成20年法人規則第34号
平成20年法人規則第35号
平成21年法人規則第34号
平成22年法人規則第2号
平成22年法人規則第22号
平成22年法人規則第30号
平成22年法人規則第39号
平成22年法人規則第45号
平成23年法人規則第1号
平成23年法人規則第34号
平成23年法人規則第49号
平成24年法人規則第1号
平成24年法人規則第4号
平成24年法人規則第59号
平成25年法人規則第4号
平成25年法人規則第33号
平成25年法人規則第41号
平成25年法人規則第55号
平成26年法人規則第2号
平成26年法人規則第20号
平成26年法人規則第27号
平成27年法人規則第18号
平成27年法人規則第32号
平成28年法人規則第27号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 役員（第3条―第13条）
- 第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議（第14条―第26条）
- 第4章 本部（第27条―第36条）
- 第5章 教育研究組織（第37条―第74条）
- 第6章 事業費により措置する教育研究組織等（第75条）
- 第7章 部局長（第76条）
- 第8章 職員等（第77条―第79条）
- 第9章 財務（第80条―第87条）
- 第10章 業務運営上の目標及び評価（第88条）
- 第11章 情報公開及び個人情報保護管理（第89条・第89条の2）
- 第12章 雑則（第90条・第91条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）の定めるところにより設立される国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（設置する国立大学）

第2条 法人は、筑波大学を設置する。

第2章 役員

（役員）

第3条 法人に、役員として、学長、理事8人以内及び監事2人を置く。

- 2 理事は、非常勤とすることができる。
- 3 監事のうち1人は、非常勤とすることができる。

（学長）

第4条 学長は、法人法第11条第1項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定される職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 学長は、法人法第13条及び第17条並びに法人法第35条の規定により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に規定される職務を行い、その権限を有する。
- 3 学長は、その職務を遂行するため、法人規則、法人規程、法人細則及び学長告示を定めることができる。
- 4 法人法第11条第3項の規定に基づき、学長に事故があるとき又は学長が欠員のときは、あらかじめ学長が指名する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（学長の選考等）

第5条 学長の選考は、第26条に規定する学長選考会議が行う。

- 2 学長の任期は、第26条に規定する学長選考会議の議を経て、別に法人規則で定める。

（理事及び監事の職務と権限）

第6条 理事及び監事は、それぞれ法人法に規定される職務を行い、その権限を有する。

- 2 監事は、法人の業務を監査するため必要がある場合は、この法人規則その他の法人規則又はこれらに基づく法人規程に定めるところにより、法人又は筑波大学の諸会議に出席することができる。

（理事の選任）

第7条 理事は、法人法第13条第1項の規定に基づき、同法第12条第7項に規定される人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が任命する。

（理事及び監事の任期）

第8条 理事の任期は、法人法第15条第2項の規定に基づき、学長が定める。

- 2 監事の任期は、法人法第15条第3項の定めるところによる。

（理事の解任）

第9条 学長は、理事が法人法第16条に規定される役員となることができない者に該当するに至ったときは、当該理事を解任する。

- 2 学長は、法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づき、理事を解任することができる。

第10条 削除

（役員会）

第11条 法人に、学長及び理事で構成する会議（以下「役員会」という。）を置く。

- 2 役員会は、学長が主宰する。
- 3 監事は、役員会に出席することができる。
- 4 前項の規定は、第27条第3項の規定により理事でない副学長に準用する。

（役員会の審議事項）

第12条 法人法第11条第2項の規定に基づき、学長が役員会の議を経なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人法第11条第2項第1号から第4号までに規定される事項

(2) 次に掲げる事項

- ア 法人規則及び法人規程の制定又は改廃に関する事項
- イ 財産の取得及び処分に関する事項
- ウ 法人の重要な財産の法人以外のものの利用に関する事項
- エ 職員の給与、退職金等の基準に関する事項
- オ 内部統制に関する事項
- カ その他役員会が定める重要事項

2 前項及び前条に定めるもののほか、役員会に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(役員報酬等)

第13条 役員は、法人法第18条に規定されるもののほか、法令に定められた義務を果たさなければならない。

2 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、文部科学大臣又は学長の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

3 役員に対する報酬及び退職金については、国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則(平成16年法人規則第17号)の定めるところによる。

4 役員に対する服務については、国立大学法人筑波大学役員服務規則(平成27年法人規則第23号)の定めるところによる。

第3章 経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議

(経営協議会)

第14条 法人に、法人法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

(経営協議会の組織)

第15条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事(常勤の者に限る。)のうちから学長が指名する者
 - (3) 副学長(前号に該当する者を除く。)のうちから学長が指名する者
 - (4) 学長特別補佐及び調整官その他法人の職員のうちから学長が指名する5人以内の者
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、第20条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 8人以上15人以内
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第5号の委員でなければならない。

(経営協議会の審議事項)

第16条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第20条第4項各号に規定される事項
- (2) 国立大学法人筑波大学経営協議会規則(平成16年法人規則第2号)の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則(法人の経営に関するものに限る。)の制定又は改廃に関する事項
- (4) 法人の財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 積立金の処分に係る文部科学大臣の承認の申請に関する事項
- (6) 短期借入金の限度額に関する事項

- (7) 長期借入金又は法人の名称を冠する債券の発行に係る文部科学大臣の認可の申請に関する事項
- (8) 出資に関する事項
- (9) 学長選考会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (10) その他法人の経営に関する重要事項

(経営協議会の議長)

第17条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

(経営協議会の議事等)

第18条 経営協議会は、委員の過半数で、かつ、第15条第1項第5号の委員の3分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第16条第9号に掲げる事項を審議するときは、委員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 経営協議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、経営協議会の議事等に関する規程を定めることができる。

(経営協議会の組織及び運営に関する法人規則)

第19条 第14条から第18条までに定めるもののほか、経営協議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学経営協議会規則の定めるところによる。

(教育研究評議会)

第20条 法人に、法人法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

(教育研究評議会の組織)

第21条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤の者に限る。）
- (3) 第27条第1項に規定する副学長（前号に該当する者を除く。）
- (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）で定める者
- (5) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところにより学長が指名する職員

(教育研究評議会の審議事項)

第22条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人法第21条第4項第1号から第8号までに規定された事項
- (2) 国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 法人規則（教育研究に関するものに限る。）の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育研究組織の設置、改組及び廃止に係る予算の作成に関する事項
- (5) 教育研究の用に供する施設及び設備に関する予算の作成に関する事項
- (6) 教育研究奨学寄附金、受託研究費その他教育研究のための外部資金の受入れ及び執行に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 研究成果の活用に関する法人規則の制定又は改廃に関する事項

- (8) 学長選考会議に対する学長解任の申出の発議に関する事項
- (9) その他筑波大学の教育研究に関する重要事項

(教育研究評議会の議長)

第23条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

(教育研究評議会の議事等)

第24条 教育研究評議会は、過半数の評議員が出席しなければ、議事を開くことができない。
ただし、第22条第8号に掲げる事項を審議するときは、評議員の3分の2以上が出席しなければならない。

- 2 教育研究評議会は、この法人規則その他の法人規則の範囲内で、教育研究評議会の議事等に関する規程を定めることができる。

(教育研究評議会の組織及び運営に関する法人規則)

第25条 第20条から第24条までに定めるもののほか、教育研究評議会の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則の定めるところによる。

(学長選考会議)

第26条 法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。

- 2 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 第15条第1項第5号の委員
 - (2) 第21条第3号から第5号までの評議員のうちから、前号の委員と同数の教育研究評議会において選出された者
- 3 前項第1号の委員が欠けた場合は、教育研究評議会の議に基づき前項第2号の委員を前項第1号の委員と同数となるまで減じるものとする。
- 4 第2項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 学長選考会議に議長を置き、第2項の委員の互選により選出する。
- 6 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 7 学長選考会議は、第5条に規定するもののほか、法人法第17条第4項の規定に基づき、学長の解任の申出を行うものとする。

第4章 本部

(副学長)

第27条 本部に、学校教育法第92条第2項の規定に基づき、副学長を置く。

- 2 副学長のうちの一定数は、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 前項以外の副学長は、学長が任命する。
- 4 副学長は、学長を助け、及び学長の命を受け、校務をつかさどる。
- 5 前4項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(大学執行役員)

第27条の2 本部に、大学執行役員を置き、学長が任命する。

- 2 大学執行役員は、学長が指名する第47条の2に規定する系長その他の者をもって充てる。
- 3 大学執行役員は、学長を助け、及び学長の命を受け特定の業務を統括する。
- 4 前3項に定めるもののほか、大学執行役員に関し必要な事項は、法人規程又は法人細則で定める。

(学長特別補佐)

第28条 本部に、学長特別補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長特別補佐は、職員をもって充てる。
- 3 学長特別補佐は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(調整官)

第29条 本部に調整官を置く。

- 2 調整官は、学長及び副学長を助け、及び学長の命を受け、本部部内又は本部部局間の連絡調整を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、調整官に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(学長補佐)

第30条 本部に、学長補佐若干人を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務の処理に関する事務を掌理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(副学長補佐)

第31条 本部に、法人規程に定める数の副学長補佐を置くことができる。

- 2 副学長補佐は、職員をもって充てる。
- 3 副学長補佐は、副学長を助ける。
- 4 前3項に定めるもののほか、副学長補佐に関し必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。

(運営会議)

第32条 本部に、法人の業務の処理に関する重要事項について連絡調整を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 大学執行役員
 - (4) その他学長が指名する者 若干人
- 3 非常勤の理事は、必要がある場合は、運営会議に出席することができる。
- 4 学長は、法人規則、法人規程若しくは法人細則を定め、又は改廃しようとするときは、運営会議の議を経るものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営会議の運営については、法人規程で定める。

(系長会議)

第33条 本部に、本部と教員組織との連絡調整及び大学運営に関して意見交換を行うため、系長会議を置く。

2 系長会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 系長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

3 前2項に定めるもののほか、系長会議の運営については、法人規程で定める。

(監査室)

第33条の2 本部に、法人の監査に関する業務を遂行するため、監査室を置く。

2 前項に規定する監査室に室長を置く。

3 監査室の室長は、学長又は監事の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。

4 監査室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(企画評価室)

第33条の3 本部に、法人の企画に関する業務を遂行するため、企画評価室を置く。

2 前項に規定する企画評価室に室長を置く。

3 企画評価室の室長は、学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。

4 企画評価室の室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、企画評価室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(広報室)

第33条の4 本部に、法人の広報に関する業務を遂行するため、広報室を置く。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の広報室について準用する。

(事業開発推進室)

第33条の5 本部に、法人の財務基盤の強化に関する業務を遂行するため、事業開発推進室を置く。

2 第33条の3第2項から第5項までの規定は、前項の事業開発推進室について準用する。

(国際室)

第33条の6 本部に、法人の国際化に関する業務を遂行するため、国際室を置く。

2 前項に規定する国際室に室長及び担当課長を置く。

3 国際室の室長は、国際を担当する副学長の命を受け、国際室の管理運営に関する業務をつかさどり、国際室の業務に従事する職員を監督する。

4 国際室の室長は、大学教員のうちから学長が任命する。

5 国際室の室長の任期は、学長が別に定める。

6 国際室の担当課長は、室長を助け、国際室の管理運営に関する業務を整理する。

7 国際室の担当課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、国際室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(URA 研究戦略推進室)

第33条の7 本部に法人の研究戦略及び研究経営に関する業務を遂行するため、URA 研究戦略推進室を置く。

2 前項に規定する URA 研究戦略推進室に室長を置く。

3 URA 研究戦略推進室の室長は、研究を担当する副学長の命を受け、所掌業務を遂行し、所掌職員を監督する。

4 URA 研究戦略推進室の室長は、大学教員のうちから学長が任命する。

5 URA 研究戦略推進室の室長の任期は、学長が別に定める。

6 前各項に定めるもののほか、URA 研究戦略推進室に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部及び課)

第34条 本部に、法人の管理運営に関する業務を遂行するため、部及び課を置く。

2 部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。

3 第1項に規定するもののほか、業務上必要がある場合は、法人規程の定めるところにより、課に準ずる組織を置くことができる。

(東京キャンパス事務部)

第34条の2 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、東京キャンパス事務部及び課を置く。

2 東京キャンパス事務部及び課の名称並びにその所掌する業務は、法人規程で定める。

(エリア支援室)

第34条の3 本部に、教育研究組織の業務及び区域ごとの共通する業務を遂行するため、エリア支援室を置く。

2 エリア支援室の名称及びその所掌する業務は、法人規程で定める。

(社会人大学院等支援室)

第34条の4 本部に、社会人大学院等の業務を遂行するため、社会人大学院等支援室を置く。

2 社会人大学院等支援室の所掌する業務は、法人規程で定める。

(業務運営を行うための特別な組織)

第35条 本部に、法人の円滑な業務運営を図るため、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 前項の特別な組織を置く場合は、役員会の議を経るものとする。

3 第1項の特別な組織の設置に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(部長及び課長)

第36条 第34条に規定する部には部長を、課には課長を置く。

2 部長は、本部部長とし、学長及び副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、部長の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。

- 4 部長及び課長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。
- 5 第34条第3項の規定に基づき、課に準ずる組織を置く場合は、第1項、第3項及び前項の規定を準用することができる。

(部の次長)

- 第36条の2 第34条に規定する部には、必要に応じ、当該部の部長を補佐するため、次長を置くことができる。
- 2 前項の次長は、部長を助け、所掌業務を整理する。
 - 3 第1項の次長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(東京キャンパス事務部の部長及び課長)

- 第36条の3 第34条の2に規定する東京キャンパス事務部には部長を、課には課長を置く。
- 2 部長は、本部部長とし、副学長の命を受け、所掌業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 第36条第3項及び第4項の規定は、第1項の部長及び課長について準用する。

(エリア支援室長)

- 第36条の4 第34条の3に規定するエリア支援室にはエリア支援室長を置く。
- 2 エリア支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 エリア支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(支援室長)

- 第36条の5 第34条の4に規定する社会人大学院等支援室には支援室長を置く。
- 2 支援室長は、大学執行役員の総括的な指示の下に所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。
 - 3 支援室長は、法人規程の定めるところにより、学長が任命する。

(特定の事項をつかさどる職)

- 第36条の6 本部には、業務の効率的な遂行を図るため特に必要がある場合には、学長告示の定めるところにより、上司の命を受け、特定の事項を所掌する職を置くことができる。

第5章 教育研究組織

(大学院)

- 第37条 筑波大学に大学院を置く。

(学術院等)

- 第38条 大学院に、学校教育法第100条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じ、次のとおり学術院を置く。

人文社会ビジネス科学学術院

理工情報生命学術院

人間総合科学学術院

- 2 学術院に、法人規程に定める研究群及び専攻を置く。
- 3 研究群に、法人規程に定める学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）を

置く。

- 4 研究群の学位プログラムのうち教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が指定するもの及びこれらが属する学術院又は研究群については、相互に連携して運営することができる。
- 5 学術院の教育分野、収容定員等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）の定めるところによる。
- 6 学術院に、その教育に関する重要事項等を審議するため、学術院運営委員会を置く。
- 7 研究群に研究群運営委員会を、及び専攻に専攻教育会議を、並びに研究群の学位プログラムに学位プログラム教育会議をそれぞれ置く。
- 8 第6項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 9 学術院運営委員会、研究群運営委員会、専攻教育会議及び学位プログラム教育会議の組織、審議事項等に関し必要な事項は、第40条第1項に規定する学術院長が部局細則で定める。

第39条 削除

（学術院長）

第40条 学術院に学術院長を置き、学長が任命する。

- 2 学術院長は、教授をもって充てる。
- 3 学術院長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則（平成16年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 4 学術院長は、学術院の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学術院の業務に従事する職員を監督する。
- 5 学術院長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 学術院長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（副学術院長）

第41条 学術院に、当該学術院の部局細則で定めるところにより、副学術院長若干人を置くことができる。

- 2 副学術院長は、学術院長が任命する。
- 3 副学術院長は、学術院長を助け、学術院の管理運営に関する業務を整理する。

（研究群長）

第42条 研究群に研究群長を置き、学長が任命する。

- 2 研究群長は、教授をもって充てる。
- 3 研究群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 研究群長は、研究群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該研究群の業務に従事する職員を監督する。

（副研究群長）

第42条の2 研究群に、当該研究群の属する学術院の部局細則で定めるところにより、副研究群長若干人を置くことができる。

- 2 副研究群長は、研究群長が任命する。

- 3 副研究群長は、研究群長を助け、研究群の管理運営に関する業務を整理する。

(専攻長)

第43条 専攻に専攻長を置き、学長が任命する。

- 2 専攻長は、教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 専攻長は、専攻の管理運営に関する業務をつかさどり、当該専攻の業務に従事する職員を監督する。

(学位プログラムリーダー)

第43条の2 研究群の学位プログラム及び第46条の2第1項に規定するグローバル教育院の学位プログラムに、それぞれ学位プログラムリーダーを置き、学長が任命する。

- 2 学位プログラムリーダーは、教授をもって充てる。ただし、学長が認める場合には、准教授をもって充てることができる。
- 3 学位プログラムリーダーの選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学位プログラムリーダーは、学位プログラムの管理運営に関する業務をつかさどり、当該学位プログラムの業務に従事する職員を監督する。

(学群及び学類)

第44条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書の規定に基づき、及び教育上の目的に応じて、次のとおり学群を置く。

人文・文化学群

社会・国際学群

人間学群

生命環境学群

理工学群

情報学群

医学群

体育専門学群

芸術専門学群

- 2 学群において行う教育の分野、収容定員等については、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）の定めるところによる。
- 3 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、法人規程に定める学類を置く。
- 4 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、学群運営委員会を置き、当該学群に置かれる学類に学類教育会議を置く。
- 5 体育専門学群及び芸術専門学群に、その教育に関する重要事項等について審議するため、専門学群教育会議を置く。
- 6 前2項に規定する教育に関する重要事項等については、学長が別に定める。
- 7 学群運営委員会、専門学群教育会議及び学類教育会議の組織、審議事項等は、次条第1項に

規定する学群長が部局細則で定める。

(学群長)

第45条 学群に学群長を置き、学長が任命する。

- 2 学群長は、教授をもって充てる。
- 3 学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学群長は、学群の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学群の業務に従事する職員を監督する。
- 5 学群長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 学群長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(理工学群の副学群長)

第45条の2 理工学群に副学群長1人を置き、学長が任命する。

- 2 副学群長は、教授をもって充てる。
- 3 副学群長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 副学群長は、理工学群長を助け、当該学群の担当を命ぜられた管理運営に関する業務をつかさどる。

(学類長)

第45条の3 学類に学類長を置き、学長が任命する。

- 2 学類長は、教授をもって充てる。
- 3 学類長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 学類長は、学類の管理運営に関する業務をつかさどり、当該学類の業務に従事する職員を監督する。

(グローバル教育院)

第46条 第38条及び第44条に定めるもののほか、筑波大学に、分野を横断してグローバル人材育成の教育課程を実施する組織として、グローバル教育院を置く。

- 2 グローバル教育院に教育院長を置き、教育担当副学長をもって充てる。
- 3 グローバル教育院は、研究群の学位プログラムのうち教育担当副学長が指定するもの及びこれらの属する学術院又は研究群と相互に連携して運営することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、グローバル教育院の組織及び運営等については、法人規程で定める。

(グローバル教育院の学位プログラム)

第46条の2 グローバル教育院に、次のとおり分野を横断する学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）を置く。

博士課程

ヒューマニクス学位プログラム

学士課程

地球規模課題学位プログラム（学士）

- 2 グローバル教育院の学位プログラムの組織及び運営等については、法人細則で定める。

（グローバル・コモンズ機構）

第46条の3 筑波大学に大学のグローバル化に伴う日本人学生及び外国人留学生の一体的支援、教員の国際的活動支援、事務職員のグローバル・リテラシーの向上等を総合的に行う組織として、グローバル・コモンズ機構（以下「機構」という。）を置く。

- 2 機構の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する機構の長が部局細則で定める。

（グローバル・コモンズ機構の長）

第46条の4 機構にその長を置き、学長が任命する。

- 2 機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 機構の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 機構の長は、機構の管理運営に関する業務をつかさどり、当該機構の業務に従事する職員を監督する。
- 5 機構の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 機構の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（アーカイブズ）

第46条の5 筑波大学に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の定める業務及びそれに関連する教育研究を行うため、アーカイブズを置く。

- 2 アーカイブズの組織及び運営等については、法人規程で定める。

（アーカイブズの長）

第46条の6 アーカイブズに館長を置き、学長が任命する。

- 2 館長は、教授をもって充てる。
- 3 館長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 館長は、アーカイブズの管理運営に関する業務をつかさどり、アーカイブズの業務に従事する職員を監督する。

（系）

第47条 筑波大学に、学校教育法第85条ただし書及び第100条ただし書の規定に基づき、研究上の目的に応じ、及び教育上の必要性を考慮して、系を置く。

- 2 前項の系は、その包含する学問分野にかかわる教育と研究の双方に基本的な責任を持ち、全学的な見地から、当該分野の発展及び他の分野との連携・協力を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 3 系の名称その他の必要な事項は、法人規程及び法人細則で定める。
- 4 第1項の系に、その運営に関する重要事項を審議するため、教員会議を置く。
- 5 前項の教員会議の組織及び審議事項は、系長が、部局細則で定める。

(系長)

第47条の2 系に系長を置き、学長が任命する。

- 2 系長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 3 系長は、系の管理運営に関する業務をつかさどり、当該系の業務に従事する職員を監督する。
- 4 系長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 5 系長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(国際統合睡眠医科学研究機構)

第48条 筑波大学に国際統合睡眠医科学研究機構（以下「研究機構」という。）を置く。

- 2 研究機構は、睡眠覚醒機構を解明し睡眠を制御する戦略を開発するとともに、睡眠障害及び関連する疾患の制御を通して人類の健康増進に貢献することを目的とする。
- 3 研究機構の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する研究機構の長が部局細則で定める。

(研究機構の長)

第49条 研究機構にその長を置き、学長が任命する。

- 2 研究機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 研究機構の長の任期は、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）による事業が継続する期間を限度とする。
- 4 研究機構の長は、研究機構の管理運営に関する業務をつかさどり、当該機構の業務に従事する職員を監督する。
- 5 研究機構の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 6 研究機構の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(教育研究施設)

第50条 筑波大学に、教育研究上の必要に応じて、教育研究施設を置く。

- 2 教育研究施設は、次のとおり区分する。

区 分	定 義
先端研究センター群	世界から優秀な人材を引き付ける国際的な研究拠点となることを目標に、当該分野における研究を遂行する組織
研究支援センター群	研究のインフラ・基盤整備を行い、日々の研究が遅滞なく十分に行われるよう研究支援を行う組織
教育等センター群	主に学生、職員に対する教育等及び特定の業務を行う組織

- 3 前項の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設及び全国の他の大学との共同教育を推進する施設については、法人規程で定める。
- 4 教育研究施設の名称、分野等は、法人規程で定める。
- 5 教育研究施設の組織及び運営に関し必要な事項は、次条第1項に規定する教育研究施設の長（部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設にあつては、部局長をいう。次条第5項及び第6項において同じ。）が部局細則で定める。

(教育研究施設の長)

第51条 教育研究施設にその長を置き、学長が任命する。

2 教育研究施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。

3 教育研究施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。

4 教育研究施設の長は、当該施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当該施設の業務に従事する職員を監督する。

5 教育研究施設の長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

6 教育研究施設の長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(教育研究施設の運営協議会)

第52条 教育研究施設に、当該施設の共同研究計画に関する事項その他の施設の運営に関する事項で当該施設の長が必要と認めるものについて協議するため、運営協議会を置くことができる。

2 前項の運営協議会には、法人の職員以外の者であって当該施設の目的たる研究と同一の研究に従事するものを加えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

(教育研究施設の運営委員会)

第53条 教育研究施設に、当該施設の管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、部局細則で定める。

(学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長)

第54条 第51条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、教育研究評議会の議を経て、教育研究施設の長は、学外の有識者をもって充てることができるものとし、学長が委嘱する。

2 第51条第3項の規定にかかわらず、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間については、学外の有識者をもって充てる教育研究施設の長の選考及び委嘱期間に関する規則（平成22年法人規則第47号）の定めるところによる。

(技術室等)

第55条 法人規程で定めるところにより、系及び教育研究施設に、その業務を遂行するため、技術室を置く。

2 技術室に技術室長を置き、学長が任命する。

3 技術室長は、系長、教授、准教授又はエリア支援室長をもって充てる。

4 技術室長は、系長等の命を受け、所掌業務を遂行し、所属職員を監督する。

第56条及び第57条 削除

(附属図書館)

第58条 筑波大学に附属図書館を置く。

2 附属図書館の種類は、中央図書館及び専門図書館とする。

(附属図書館長)

第59条 附属図書館に附属図書館長を置き、副学長をもって充てる。

2 附属図書館長は、附属図書館の管理運営に関する業務をつかさどり、附属図書館の業務に従事する職員を監督する。

3 附属図書館長は、法人規則、法人規程又は法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

4 附属図書館長は、前項の部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(附属図書館副館長)

第60条 附属図書館に附属図書館副館長を置く。

2 附属図書館副館長は、学長が任命する。

3 附属図書館副館長は、附属図書館長を助け、附属図書館の管理運営に関する業務を整理する。

(附属図書館の組織及び運営に関する法人規則)

第61条 前3条に定めるもののほか、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）の定めるところによる。

(附属病院)

第62条 筑波大学に附属病院を置く。

2 附属病院に、診療上の必要に応じ、診療部門を置く。

3 附属病院に、附属病院の管理業務の必要に応じ、管理業務部門を置く。

(附属病院長)

第63条 附属病院に附属病院長を置き、副学長をもって充てる。

2 附属病院長は、附属病院の運営をつかさどる。

3 附属病院長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、附属病院の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。

4 附属病院長は、附属病院の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属病院規程及び附属病院細則を定めることができる。この場合において、附属病院長は、附属病院規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属病院細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

(副病院長)

第64条 附属病院に副病院長5人以内を置き、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。

2 副病院長は、それぞれ分担して、附属病院長の職務を助ける。

3 前2項の規定にかかわらず、附属病院長の命を受け、必要な期間特定の業務を統括する副病院長若干人を置くことができるものとし、附属病院長の意見を聴いて、学長が任命する。

(附属病院の組織及び運営に関する法人規則)

第65条 前3条に定めるもののほか、附属病院の組織及び運営については、筑波大学附属病院

規則（平成１６年法人規則第３０号）の定めるところによる。

（附属学校教育局）

第６６条 法人に、附属学校を管理するため、附属学校教育局を置く。

- ２ 附属学校教育局に、その業務を遂行するため、指導部門及び事務部門を置き、指導部門に指導教員若干人を置く。
- ３ 法人規程で定める課は、第１項に規定する業務を併せて遂行するものとする。
- ４ 附属学校教育局は、次に掲げるものを管理し、執行する。
 - (1) 附属学校の組織編成及び管理に関すること。
 - (2) 附属学校の教育の用に供する財産の管理に関すること。
 - (3) 附属学校の職員の任免その他の人事に関すること。
 - (4) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
 - (5) 附属学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
 - (6) 教科書その他教材の取扱いに関すること。
 - (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - (8) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - (9) 附属学校長、附属学校教員その他の教育関係職員並びに幼児、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
 - (10) 附属学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - (11) 学校給食に関すること。

（附属学校教育局教育長）

第６７条 附属学校教育局に附属学校教育局教育長を置き、副学長をもって充てる。

- ２ 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の運営をつかさどる。
- ３ 附属学校教育局教育長は、この法人規則その他の法人の規則の定めるところにより、学長の命を受け、附属学校教育局及び附属学校の業務に従事する職員の任免その他の人事を掌理するとともに、当該職員を指揮監督する。
- ４ 附属学校教育局教育長は、附属学校教育局の管理運営の必要に応じ、法人規則の範囲内で、附属学校教育局規程及び附属学校教育局細則を定めることができる。この場合において、附属学校教育局教育長は、附属学校教育局規程を定めるときは役員会の議を経るものとし、附属学校教育局細則を定めたときは速やかに学長に報告しなければならない。

（附属学校教育局の次長）

第６８条 附属学校教育局に、次長２人を置く。

- ２ 前項の次長２人のうち１人は教授をもって充て、指導部門の管理運営に関する業務をつかさどり、他の１人は第３６条の３第１項に規定する部長をもって充て、事務部門の管理運営に関する業務をつかさどる。
- ３ 第１項の次長は、学長が任命する。

（附属学校教育局の組織及び運営に関する法人規則）

第６９条 前３条に定めるもののほか、附属学校教育局の組織及び運営については、国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則（平成１６年法人規則第１３号）の定めるところによる。

(附属学校)

第70条 筑波大学に、次のとおり附属学校を置く。

附属小学校

附属中学校

附属駒場中学校

附属高等学校

附属駒場高等学校

附属坂戸高等学校

附属視覚特別支援学校

附属聴覚特別支援学校

附属大塚特別支援学校

附属桐が丘特別支援学校

附属久里浜特別支援学校

- 2 附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校並びに附属視覚特別支援学校及び附属聴覚特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）に、学科を置く。
- 3 附属学校の修業年限、教育課程、定員等については、筑波大学附属学校校則（平成16年法人規則第14号）及び筑波大学附属学校専攻科規程（平成17年附属学校教育局規程第1号）の定めるところによる。

(校長)

第71条 附属学校に、校長を置き、学長が任命する。

- 2 校長は、教授をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属学校教員である校長を置くことができる。
- 4 校長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 5 校長は、附属学校の校務をつかさどり、当該附属学校の業務に従事する職員を監督する。

(副校長)

第72条 附属学校に、学校教育法第37条第2項に規定する副校長を置く。

- 2 副校長は、附属学校教育局教育長の意見を聴いて、学長が任命する。

(理療科教員養成施設)

第73条 筑波大学に、特別支援学校（視覚障害領域）の理療の教科を担当する教員等を養成するとともに、理療に関する研究を推進するための施設として、理療科教員養成施設を置く。

- 2 理療科教員養成施設は、附属学校教育局に関連した管理運営を行うものとする。

(理療科教員養成施設の長)

第74条 理療科教員養成施設にその長を置き、学長が任命する。

- 2 理療科教員養成施設の長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 理療科教員養成施設の長の選考及び任期については、教育研究組織の長等の選考及び任期に関する規則の定めるところによる。
- 4 理療科教員養成施設の長は、理療科教員養成施設の管理運営に関する業務をつかさどり、当

該施設の業務に従事する職員を監督する。

- 5 理療科教員養成施設の長は、附属学校教育局教育長に対し、当該施設に係る附属学校教育局細則を定めることを求めることができる。

第6章 事業費により措置する教育研究組織等

(事業費により措置する教育研究組織等)

第75条 筑波大学に、事業費を措置することにより一定の期間存続する共同利用・共同研究若しくは学内共同利用の教育研究組織若しくは専ら研究を行う教育研究組織（以下この条において「教育研究組織」という。）、社会的要請の高い学問分野で産学官が協働で開発研究を行う組織（以下この条において「開発研究組織」という。）又は競技スポーツを統括する組織（以下この条において「競技スポーツ統括組織」という。）を置くことができる。

- 2 前項の教育研究組織、開発研究組織又は競技スポーツ統括組織の設置にあたっては、当該組織における業務に従事する職員等の監督を行わせるため、その長を置くものとする。
- 3 第1項の教育研究組織、開発研究組織又は競技スポーツ統括組織の設置及びその手続き並びに組織、名称及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第7章 部局長

(部局長)

第76条 第40条に規定する学術院長、第45条に規定する学群長、第47条の2に規定する系長、第59条に規定する附属図書館長、第63条に規定する附属病院長及び第67条に規定する附属学校教育局教育長は、部局長とする。

第8章 職員等

(職員)

第77条 本部に、法人の運営その他の法人業務を遂行するため、職員を置く。

- 2 教育研究組織等に、教育研究その他法人の業務を遂行するため、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）等を踏まえ、職員を置く。
- 3 前2項の職員の定員は、学長が全学的視野から、毎年度の予算で定めるものとする。
- 4 大学教員は、第47条に規定する系のいずれか一つ又は第50条に規定する教育研究施設のうち別に法人規程で定めるセンター（次項において「系等」という。）に所属するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、系等に所属しない大学教員を置くことができる。
- 6 第1項及び第2項に規定する職員は、大学教員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、大学教員との協働により、その職務を行うものとする。

第78条 法人の職員の任用その他職員について適用すべき事項は、法人の規則の定めるところによる。

(給与その他の給付)

第79条 法人は、いかなる給与その他の給付も、この法人規則その他の法人の規則及び予算に基づかない限りは、これを職員に支給することができない。

第9章 財務

(財務の基本原則)

第80条 法人が支出を行い、又は債務を負担するには、この法人規則その他の法人の規則の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(予算)

第81条 学長は、毎事業年度の予算を作成しなければならない。

2 一事業年度における一切の収入及び支出は、これをすべて編入しなければならない。

3 予算については、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）の定めるところによる。

(事業年度)

第82条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算報告)

第83条 学長は、事業年度の終了後、速やかに決算の報告をしなければならない。

2 決算については、国立大学法人筑波大学財務規則の定めるところによる。

(財産の管理等)

第84条 国から出資された財産及び新たに取得した財産の利用及び保管（以下「管理」という。）並びに処分については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、財産の管理及び処分については、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号）の定めるところによる。

(学生納付金等)

第85条 筑波大学の学生並びに附属学校の幼児、児童及び生徒に係る学生納付金の徴収は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 前項の学生納付金の額は、大学院学則、学群学則、国立大学法人筑波大学附属学校校則又は国立大学法人筑波大学附属学校専攻科規程の定めるところによる。

3 公開講座その他の法人の業務に伴う対価の徴収については、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

(寄附金、受託研究費等)

第86条 寄附金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

2 受託研究費、共同研究費等の受入れについては、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

(出資)

第87条 出資を行う場合は、この法人規則その他の法人の規則の定めによらなければならない。

第10章 業務運営上の目標及び評価

(業務運営上の目標及び評価)

第88条 法人は、法人の業務運営に関し、次に掲げる事項について、常に努力し、必要な措置を計画的に講じるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上
- (2) 業務運営の改善及び効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供

第11章 情報公開及び個人情報の保護管理

(情報公開)

第89条 法人は、教育、研究等の諸活動に関し、法人の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、情報の公開に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(個人情報の保護管理)

第89条の2 法人は、法人の保有する個人情報を保護管理するため、適切な措置をとるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、法人の保有する個人情報の保護管理に必要な事項は、別に法人規則で定める。

第12章 雑則

(雑則)

第90条 この法人規則に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人規則、法人規程及び法人細則で、部局の運営に関する事項は部局細則で、それぞれ定める。

(部局細則等の効力)

第91条 この法人規則その他の法人の規則の規定に反する部局細則、申合せ等は、その効力を有しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

(筑波大学医療技術短期大学部)

第2条 法人は、法人法附則第16条第1項の規定に基づき、及び同条第2項の規定により廃止されるまでの間、筑波大学医療技術短期大学部を設置するものとする。

- 2 筑波大学医療技術短期大学部に、学科を置く。

- 3 筑波大学医療技術短期大学部に部長を置き、教授をもって充てる。
- 4 筑波大学医療技術短期大学部の学生の修学上必要な事項は、国立大学法人筑波大学医療技術短期大学部学則（平成16年法人規則第31号）の定めるところによる。

（哲学・思想研究科等）

第3条 第38条の規定にかかわらず、大学院に次の博士課程の研究科を置く。

哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科及び芸術学研究科

- 2 前項の研究科は、当該研究科に学生が在学する間、存続するものとする。
- 3 第1項の研究科に研究科長を置くことができる。
- 4 第1項の研究科の学生の修学上必要な事項は、大学院学則の定めるところによる。

（旧規則等の準用）

第4条 法人の成立の日から平成18年3月31日までの間は、法人規則、法人規程、法人細則等に定めのない事項については、旧国立学校設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）をいう。）の定めにより設置されていた筑波大学が定めた規則等の規定を準用して、法人の業務を行うことができるものとする。

附 則（平16. 4. 15法人規則23号）

この法人規則は、平成16年4月15日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平16. 4. 22法人規則26号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16. 6. 3法人規則36号）

この法人規則は、平成16年6月3日から施行する。

附 則（平17. 1. 27法人規則1号）

この法人規則は、平成17年1月27日から施行する。

附 則（平17. 3. 24法人規則4号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経営・政策科学研究科等の存続に関する経過措置）

第2条 経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平18. 2. 23法人規則3号）

この法人規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18. 3. 23 法人規則22号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

（医科学研究科の存続に関する経過措置）

第2条 医科学研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平18. 5. 26 法人規則37号）

この法人規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平18. 9. 11 法人規則43号）

この法人規則は、平成18年9月11日から施行する。

附 則（平18. 11. 20 法人規則52号）

この法人規則は、平成18年11月20日から施行する。

附 則（平19. 3. 22 法人規則28号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

（環境科学研究科及び芸術研究科の存続に関する経過措置）

第2条 環境科学研究科及び芸術研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第39条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（第一学群等の存続に関する経過措置）

第3条 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第44条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学群に在学する者が当該学群に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平19. 6. 28 法人規則39号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平19. 11. 13 法人規則50号）

この法人規則は、平成19年11月13日から施行する。

附 則（平20. 3. 27 法人規則20号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。

（地域研究研究科及び体育研究科の存続に関する経過措置）

第2条 地域研究研究科及び体育研究科は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「新規則」という。）第39条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日まで

の間、存続するものとする。

(職員の人事に関する経過措置)

第3条 この法人規則の施行の前に附属病院長及び附属学校教育局教育長が行った職員の任免その他の人事については、新規則の規定により学長が行ったものとみなす。

附 則 (平20. 6. 12 法人規則29号)

この法人規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平20. 7. 31 法人規則34号)

この法人規則は、平成20年7月31日から施行する。

附 則 (平20. 9. 11 法人規則35号)

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平21. 4. 23 法人規則34号)

この法人規則は、平成21年4月23日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22. 2. 26 法人規則2号)

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 3. 25 法人規則22号)

この法人規則は、平成22年3月25日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年3月10日から適用する。

附 則 (平22. 3. 31 法人規則30号)

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 5. 27 法人規則39号)

この法人規則は、平成22年5月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平22. 9. 22 法人規則45号)

この法人規則は、平成22年9月22日から施行する。

附 則 (平23. 1. 27 法人規則1号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 3. 24 法人規則34号)

- 1 この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第47条の2第3項から第5項の規定にかかわらず、系長は、当分の間、専ら学長が別に定める範囲でその職務に従事するものとする。

- 3 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を次のように改正する。
第48条及び第48条の2を削る。

附 則（平23.9.29法人規則49号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.2.3法人規則1号）

この法人規則は、平成24年2月3日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則（平24.3.29法人規則4号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規則59号）

この法人規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平25.2.28法人規則4号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規則33号）

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.10.31法人規則41号）

この法人規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規則55号）

この法人規則は、平成25年11月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年11月1日から適用する。

附 則（平26.2.27法人規則2号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規則20号）

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26.4.24法人規則27号）

この法人規則は、平成26年4月24日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規則18号）

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.6.25法人規則32号）

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平 28. 3. 24 法人規則 27 号）
この法人規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 3. 23 法人規則 6 号）
この法人規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 7. 10 法人規則 27 号）
この法人規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 3. 22 法人規則 21 号）
この法人規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 11. 29 法人規則 50 号）
この法人規則は、平成 30 年 11 月 29 日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の規定は、同年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令 . . . 法人規則 号）
（施行期日）

第 1 条 この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（研究科の存続に関する経過措置）

第 2 条 人文社会科学研究科、ビジネス科学研究科、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科及び教育研究科の組織、運営等については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

（グローバル教育院の学位プログラムの存続に関する経過措置）

第 3 条 グローバル教育院の学位プログラムのうち、ヒューマンバイオロジー学位プログラム、エンパワーメント情報学プログラム及びライフイノベーション学位プログラムの組織、運営等については、新規則の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学位プログラムに在学する者が当該学位プログラムに在学しなくなる日までの間、なお従前の例による。

○国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（案）

〔平成16年4月1日
法人規則第15号〕

改正 平成18年法人規則第31号

平成23年法人規則第35号

平成27年法人規則第36号

令和 元年法人規則第 号

国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第25条の規定に基づき、教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員）

第2条 基本規則第21条第4号で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学術院長
- (2) 研究群長
- (3) 学群長
- (4) 系長
- (5) 附属図書館長

第3条 基本規則第21条第5号に規定する学長が指名する職員の数は、8人以上16人以内とする。

2 前項の学長が指名する職員は、教授をもって充てることを常例とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、教授以外の職員を指名することができる。

（評議員の任期）

第4条 前条の規定による評議員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、評議員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項の評議員は、再任されることができる。

（会議の開催）

第5条 教育研究評議会を開催する場合には、教育研究評議会規程で定めるところにより、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を評議員に通知しなければならない。

(議事)

第6条 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長の代理)

第7条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。

(学長解任の申出の発議に関する特例)

第7条の2 教育研究評議会は、国立大学法人筑波大学学長選考会議に対し、学長の解任の申出を発議することができる。

2 前項の学長解任の申出の発議に当たっては、前条の代理者が議長の職務を代行する。

3 学長解任の申出の発議に当たっては、議決に必要な数は出席評議員の3分の2とする。

(評議員以外の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係する役員及び職員を教育研究評議会に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(資料の提出請求)

第9条 評議員は、教育研究評議会規程で定めるところにより、議事に関する資料の提出を議長に請求することができる。

(議案の提出)

第10条 評議員は、教育研究評議会規程で定めるところにより、議案を提出することができる。

(委員会)

第11条 教育研究評議会に、専門的な事項を調査検討させるため、委員会等を置くことができる。

2 教育研究評議会に置かれる委員会等の組織、審議事項その他その運営に関し必要な事項は、別に定める。

(調査会の設置)

第12条 教育研究評議会は、その所掌する事項について調査等を行うため、調査会を置くことができる。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平 18. 4. 27 法人規則 31 号）
この法人規則は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 24 法人規則 35 号）
この法人規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 6. 25 法人規則 36 号）
この法人規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令元. . . 法人規則 . . . 号）
この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（案）

〔平成16年4月1日〕
法人規程第1号

改正 平成16年法人規程第10号
平成16年法人規程第11号
平成17年法人規程第9号
平成18年法人規程第2号
平成18年法人規程第19号
平成18年法人規程第36号
平成18年法人規程第37号
平成18年法人規程第50号
平成19年法人規程第27号
平成19年法人規程第39号
平成19年法人規程第45号
平成19年法人規程第50号
平成20年法人規程第22号
平成20年法人規程第40号
平成20年法人規程第50号
平成21年法人規程第29号
平成21年法人規程第40号
平成22年法人規程第2号
平成22年法人規程第19号
平成22年法人規程第24号
平成22年法人規程第33号
平成22年法人規程第44号
平成23年法人規程第1号
平成23年法人規程第19号
平成23年法人規程第33号
平成23年法人規程第36号
平成24年法人規程第4号
平成24年法人規程第57号
平成24年法人規程第59号
平成25年法人規程第11号
平成25年法人規程第43号
平成25年法人規程第55号
平成25年法人規程第59号
平成26年法人規程第5号
平成26年法人規程第28号
平成26年法人規程第57号
平成27年法人規程第1号
平成27年法人規程第3号
平成27年法人規程第20号

平成27年法人規程第36号
平成27年法人規程第38号
平成27年法人規程第46号
平成27年法人規程第49号
平成27年法人規程第59号
平成27年法人規程第65号
平成28年法人規程第27号
平成28年法人規程第67号
平成29年法人規程第10号
平成29年法人規程第44号
平成29年法人規程第47号
平成29年法人規程第48号
平成29年法人規程第52号
平成29年法人規程第53号
平成30年法人規程第12号
平成30年法人規程第14号
平成30年法人規程第33号
平成30年法人規程第64号
平成30年法人規程第70号
平成31年法人規程第2号
平成31年法人規程第18号
令和元年法人規程第 号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 役員（第2条―第3条）
- 第3章 本部（第4条―第19条）
- 第4章 教育研究組織（第20条―第29条）
- 第5章 事業費により措置する教育研究組織等（第30条―第36条）
- 第6章 職員等（第37条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第33条第3項、第33条の2第5項、第33条の3第5項、第33条の4第2項、第33条の5第2項、第33条の6第8項、

第33条の7第6項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員

(役員会の開催等)

第2条 基本規則第11条の役員会は、毎月1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。
- 3 役員会を開催する場合には、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を役員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により行うことを常例とする。
- 5 役員会の議案に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 6 役員会の議を経る事項の審議の時期及び審議に際して提出する資料については、法人規則及びこれに基づく法人規程に定めるもののほか、法人細則で定める。

(役員会への監事の出席)

第3条 基本規則第11条第3項の規定により、監事が役員会へ出席する場合には、あらかじめ学長に申し出るものとする。

第3章 本部

(副学長の数等)

第4条 基本規則第27条第5項の法人規程で定める副学長数は、10人以内とする。

- 2 学長は、毎年度、副学長の職務分担を定めるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、副学長の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

(大学執行役員の職務分担)

第4条の2 学長は、毎年度、大学執行役員の職務分担を定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大学執行役員の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長補佐の数)

第5条 基本規則第31条第1項の法人規程で定める副学長補佐の数は、次項に規定する者を含め、各副学長につき2人以内とする。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 第10条に規定する部に置かれる部長は、副学長補佐とする。

(運営会議の議長)

第6条 基本規則第32条の運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

(運営会議の学長指名構成員の任期)

第6条の2 基本規則第32条第2項第4号の規定により学長が指名する構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の構成員は、再任されることができる。

(運営会議の開催)

第7条 運営会議は、毎週1回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

(系長会議の議長)

第8条 基本規則第33条の系長会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、系長会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

(系長会議の開催)

第9条 系長会議は、毎月1回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

(監査室の業務)

第9条の2 基本規則第33条の2に規定する監査室は、次の業務を遂行する。

- (1) 監事の行う監査の補助に関すること。
- (2) 法人の内部監査の実施に関すること。

(企画評価室の業務)

第9条の3 基本規則第33条の3に規定する企画評価室は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人運営の改善に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 法人並びに本部及び教育研究組織の評価に関すること。
- (4) 法人の教育、研究等に関する基幹的な情報の収集、共有化等に関すること。
- (5) 大学経営改革室に関すること。
- (6) 統計調査等に関すること。

(広報室の業務)

第9条の4 基本規則第33条の4に規定する広報室は、次の業務を遂行する。

- (1) 広報に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広報活動の実施に関すること。
- (3) 報道に関すること。
- (4) 国際広報に関すること。

2 広報室に、法人の研究成果に係る情報発信に関する業務等进行处理するため、東京分室を置く。

(事業開発推進室の業務)

第9条の5 基本規則第33条の5に規定する事業開発推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 新規事業の開発に関すること。

- (2) 筑波大学アソシエイトに関すること。
- (3) ホームカミングデーの企画及び実施に関すること。
- (4) 基金活動に関すること。
- (5) 基金の管理及び運営に関すること。
- (6) その他本学のステークホルダー及び学外（企業等）との連携に関すること。

（国際室の業務）

第9条の6 基本規則第33条の6に規定する国際室は、次の業務を遂行する。

- (1) 本学全体の国際戦略の立案・策定及び推進に関すること。
- (2) 本学全体の国際化に関する情報の収集・集約及び分析・提供に関すること。
- (3) 海外拠点の設置・運営を含む地域別戦略及び活動のモニタリングに関すること。
- (4) 外国の大学等との連携推進に関すること。
- (5) 日本学術振興会等の各種研究者の海外派遣及び海外からの受入れ等に関すること。
- (6) 教育開発国際協力の推進に関すること。
- (7) その他本学の国際化に関すること。

（URA 研究戦略推進室の業務）

第9条の7 基本規則第33条の7に規定するURA 研究戦略推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究戦略及び研究経営に関すること。
- (2) 研究に係る外部資金獲得の戦略に関すること。
- (3) 研究に係る渉外に関すること。
- (4) その他研究推進体制・機能の充実強化に関すること。

（部の名称）

第10条 基本規則第34条第2項の法人規程で定める部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 教育推進部
- (5) 学生部
- (6) 研究推進部
- (7) 産学連携部
- (8) 学術情報部

（総務部）

第11条 総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) リスク・安全管理課
- (3) 人事課
- (4) 組織・職員課

2 総務課は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人の業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 法人の内部統制の総括に関すること。

- (3) 法人のコンプライアンスに関すること。
- (4) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (5) 学長選考会議に関すること。
- (6) 運営会議及び系長会議に関すること。
- (7) 国立大学協会に関すること。
- (8) 役員等の秘書業務に関すること。
- (9) 公印の管守及び法人文書の審査に関すること。
- (10) 法人の意思決定及び情報伝達のシステムに関すること。
- (11) 法人規則等の管理に関すること。
- (12) 争訟に関すること。
- (13) 国立大学法人筑波大学法人文書開示規程（平成16年法人規程第9号）及び国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程（平成17年法人規程第10号）に基づく情報の公開に関すること。
- (14) アーカイブズに関すること。
- (15) 地方公共団体等との連携に関すること。
- (16) 大学会館に関すること。

3 リスク・安全管理課は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人のリスク管理の総括に関すること。
- (2) 構内管理に関すること。
- (3) 防火管理に関すること。
- (4) 実験環境に関すること。
- (5) 安全衛生に関すること。
- (6) 防災及び学内交通安全対策に関すること。

4 人事課は、次の業務を遂行する。

- (1) 総人件費の分析等に関すること。
- (2) 人事及び給与制度の企画に関すること。
- (3) 職員の採用、昇任、退職、給与、退職金等に関すること。
- (4) 職員の定員・人員管理に関すること。
- (5) 障害者及び高齢者の雇用（再雇用を含む。）に関すること。
- (6) 人事企画委員会に関すること。
- (7) 福利厚生に関すること。
- (8) 共済組合に関すること。

5 組織・職員課は、次の業務を遂行する。

- (1) 事務組織に関すること。
- (2) 業務改善の推進に関すること。
- (3) 職務評価に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 就業規則に関すること。
- (6) 労務管理（労働組合を含む。）に関すること。
- (7) 職員の服務、兼業、勤務時間、休暇等に関すること。
- (8) ハラスメント防止等に関すること。
- (9) 職員の懲戒に関すること。
- (10) ゆりのき保育所に関すること。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、総務部に総合事務センターを置き、次の業務を遂行させる。

- (1) 学内各組織が行っている業務のうち定型的業務に係る効率化及び支援に関すること。
- (2) 再雇用職員の業務に関すること。

第12条 削除

(財務部)

第13条 財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 財務企画課
- (2) 財務制度企画課
- (3) 財務管理課
- (4) 契約課

2 財務企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 財務運営に係る企画立案に関すること。

3 財務制度企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 会計に係る法人規則等に関すること。
- (2) 会計に係る争訟に関すること。
- (3) 会計制度に係る改善・整備等に関すること。
- (4) 会計の監査（監査室及び財務管理課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

4 財務管理課は、次の業務を遂行する。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務・経営状況の分析に関すること。
- (3) 財務会計システムに関すること。
- (4) 会計監査人が行う監査に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 資金運用に関すること。

5 契約課は、次の業務を遂行する。

動産（図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）に係るものを除く。）の売買、交換及び賃貸借に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約に関すること。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、財務部に全学会計センターを置き、次の業務を遂行させる。

- (1) 動産（図書館資料に係るものを除く。）の購入、交換及び賃貸借に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約に関すること。
- (2) 旅費の仮払い並びに謝金及び謝金の伴う旅費に関すること。

(施設部)

第14条 施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 施設企画課
- (2) 施設マネジメント課
- (3) 施設整備課
- (4) 施設サービス課

- 2 施設企画課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設整備の企画立案に関すること。
 - (2) 施設整備の契約に関すること。
 - (3) PFI（民間資金等活用）事業に関すること。
- 3 施設マネジメント課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 不動産の管理及び処分に関すること。
 - (2) 不動産の売買、交換及び賃貸借に係る契約に関すること。
 - (3) 光熱水料等の契約及び管理等に関すること。
 - (4) 役員、職員等の宿舎に関すること。
- 4 施設整備課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設整備の計画に関すること。
 - (2) 施設整備の実施に関すること。
 - (3) 屋外環境の整備に関すること。
- 5 施設サービス課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 施設維持管理の計画に関すること。
 - (2) 施設維持管理の実施に関すること。
 - (3) エネルギーの管理に関すること。
 - (4) 施設の運転管理に関すること。

第15条 削除

（教育推進部）

第16条 教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教育推進課
 - (2) 教育機構支援課
 - (3) 社会連携課
 - (4) 入試課
- 2 教育推進課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 大学教育に関する総合調整に関すること。
 - (2) 学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関すること。
 - (3) 大学院の入学者の選抜に関すること。
 - (4) 教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関すること。
 - (5) 第28条に規定するグローバルコミュニケーション教育センター及び体育センターに関すること。
- 3 教育機構支援課は、次の業務を遂行する。
 - (1) 教育改革の支援に関すること。
 - (2) 教育の質保証及び質向上に関すること。
 - (3) 教育組織の設置及び改廃に関すること。
 - (4) グローバル教育院に関すること。
 - (5) 第20条に規定する学位プログラムのうち、次の組織に関すること。
 - ア 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム
 - イ 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群のライフイノベーション（食料革新）

学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム

ウ 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のヒューマンバイオロジー学位プログラム、ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム及びライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム

4 社会連携課は、次の業務を遂行する。

- (1) 本学を拠点とする生涯学習の推進並びに高大連携等教育の社会連携の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 教育職員免許状等の各種資格取得に係る教育の実施に関すること。
- (3) 教育職員免許状更新講習に関する企画立案及び実施に関すること。

5 入試課は、次の業務を遂行する。

- (1) 入学者の選抜に係る大学全体の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 学群の入学者の選抜に関すること。
- (3) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- (4) 第28条に規定するアドミッションセンターに関すること。

（学生部）

第17条 学生部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 学生生活課
- (2) 就職課
- (3) 学生交流課

2 学生生活課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生生活に係る指導、助言及び援助に関すること。
- (2) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (3) 課外活動施設等の管理に関すること。
- (4) 学生の奨学金に関すること。
- (5) 授業料等の免除、徴収猶予等に関すること。
- (6) 福利厚生施設及び学生居住施設の管理に関すること。
- (7) 第28条に規定する保健管理センターに関すること。

3 就職課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生の就職に関すること。
- (2) 学生の進路指導に関すること。
- (3) ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターに関すること。

4 学生交流課は、次の業務を遂行する。

- (1) 留学生交流に係る企画立案に関すること。
- (2) 外国人研究生等の受入れに関すること。
- (3) 学生の海外留学に関すること。

（研究推進部）

第18条 研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 研究企画課
- (2) 外部資金課

2 研究企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究事業に関すること。
- (2) 研究に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育研究施設（他課等の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 研究戦略イニシアティブ推進機構に関すること。

3 外部資金課は、次の業務を遂行する。

- (1) 競争的研究資金その他の研究資金の導入に関すること。
- (2) 研究に係る研究助成金に関すること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国等」という。）からの公的資金（共同研究、受託研究）に関すること。

（産学連携部）

第18条の2 産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

2 産学連携企画課は、国際産学連携本部が定めた基本的な方針に基づき、次の業務を遂行する。

- (1) 産学連携に係る企画立案に関すること。
- (2) イノベーション・エコシステムの推進に関すること。
- (3) 産学連携に係る事業運営に関すること。
- (4) 企業・自治体等との連携に関すること。
- (5) 産学連携に係る技術移転に関すること。
- (6) 知的財産の取り扱いに関すること。
- (7) 国等以外の資金（共同研究（特別共同研究事業を含む）、受託研究、学術指導等）に関すること。
- (8) 国際戦略総合特区に関すること。
- (9) つくばグローバル・イノベーション推進機構に関すること。
- (10) 第34条第2項に規定する高細精医療イノベーション研究コアに関すること。
- (11) 第36条の4第2項に規定する開発研究センターに関すること。

（学術情報部）

第18条の2の2 学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 情報企画課
- (2) アカデミックサポート課
- (3) 情報基盤課

2 情報企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 図書館資料の収集及び管理に関すること。
- (2) 学内で生産された学術情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 図書館システムの整備及び管理に関すること。
- (4) 情報ガバナンスに関すること。
- (5) 筑波大学出版会に関すること。

3 アカデミックサポート課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学術情報の提供に関すること。
- (2) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (3) 附属図書館における学習及び教育の支援に関すること。
- (4) 附属図書館における学習環境の整備に関すること。

4 情報基盤課は、次の業務を遂行する。

- (1) 情報ネットワーク、計算機環境等の維持及び管理に関すること。
- (2) 業務情報システムの整備及び管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) 業務情報システムを担う人材の育成に関すること。
- (5) 情報環境機構に関すること。
- (6) 第27条に規定する学術情報メディアセンターに関すること。

(東京キャンパス事務部)

第18条の3 基本規則第34条の2第2項の東京キャンパス事務部に置く課の名称は、次のとおりとし、基本規則第66条第3項に規定する課とする。

- (1) 学校支援課
- (2) 企画推進課

2 学校支援課は、次の業務を遂行する。

- (1) 附属学校教育審議会及び企画調整会議に関すること。
- (2) 附属学校教員選考委員会に関すること。
- (3) 職員の任免、給与、分限、労務、表彰、研修等に関すること。
- (4) 附属学校の児童生徒等に係る在籍管理等に関すること。
- (5) 附属学校の安全管理等に関すること。

3 企画推進課は、次の業務を遂行する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 物品の調達及び管理に関すること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 大学・附属学校等の連携に関すること。
- (5) 附属学校の入学者選抜に関すること。
- (6) 附属学校の教育課程及び国際教育に関すること。
- (7) 理療科教員養成施設に関すること。

(エリア支援室)

第18条の4 基本規則第34条の3第2項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。

- (1) 人文社会エリア支援室
- (2) 数理物質エリア支援室
- (3) システム情報エリア支援室
- (4) 生命環境エリア支援室
- (5) 人間エリア支援室
- (6) 体育芸術エリア支援室
- (7) 医学医療エリア支援室
- (8) 図書館情報エリア支援室

2 人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

- (1) 第20条第1号アに規定する人文社会科学研究群
- (2) 人文・文化学群及び社会・国際学群
- (3) 人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類
- (4) 第23条に規定する人文社会系

- 3 数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号アに規定する数理物質科学研究群
 - (2) 生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類
 - (3) 第23条に規定する数理物質系
 - (4) 第25条に規定する宇宙史研究センター及びエネルギー物質科学研究センター
- 4 システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群（ライフイノベーション（生物情報）学位プログラムを除く。）
 - (2) 理工学群
 - (3) 社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工学群社会工学類及び情報学群情報科学類
 - (4) 第23条に規定するシステム情報系
- 5 生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群（ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラムを除く。）
 - (2) 第20条第2号エに規定する国際連携持続環境科学専攻
 - (3) 生命環境学群
 - (4) 人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類
 - (5) 第23条に規定する生命環境系
 - (6) 第25条に規定する山岳科学センター及び微生物サステイナビリティ研究センター
- 6 人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の教育学学位プログラム、心理学学位プログラム及び障害科学学位プログラム
 - (2) 人間学群
 - (3) 人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類
 - (4) 第23条に規定する人間系
- 7 体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のニューロサイエンス学位プログラム、ヒューマン・ケア科学学位プログラム、パブリックヘルス学位プログラム、スポーツ医学学位プログラム、体育学学位プログラム、体育科学学位プログラム、スポーツ・オリンピック学学位プログラム、コーチング学学位プログラム、芸術学学位プログラム、デザイン学学位プログラム及び世界遺産学学位プログラム
 - (2) 第20条第3号イ及びウに規定するスポーツ国際開発学共同専攻及び大学体育スポーツ高度化共同専攻
 - (3) 体育専門学群及び芸術専門学群
 - (4) 第23条に規定する体育系及び芸術系

- (5) 第25条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター
- 8 医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
 - (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のフロンティア医科学学位プログラム、公衆衛生学学位プログラム、看護科学学位プログラム及び医学学位プログラム
 - (2) 第20条第3号エに規定する国際連携食料健康科学専攻
 - (3) 医学群
 - (4) 医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類
 - (5) 第23条に規定する医学医療系
 - (6) 第25条に規定するトランスボーダー医学研究センター
- 9 図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
 - (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群情報学学位プログラム
 - (2) 情報学群
 - (3) 情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類
 - (4) 第23条に規定する図書館情報メディア系

(社会人大学院等支援室)

- 第18条の5 基本規則第34条の4第2項の法人規程で定める社会人大学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。
- (1) 第20条第1号イに規定するビジネス科学研究群に関すること。
 - (2) 第20条第1号ウ及びエに規定する法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻に関すること。
 - (3) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のカウンセリング学位プログラム、カウンセリング科学学位プログラム、リハビリテーション科学学位プログラム及びスポーツウェルネス学学位プログラムに関すること。
 - (4) 第23条に規定するビジネスサイエンス系に関すること。
 - (5) 人間系に所属する大学教員のうち、主として第3号の学位プログラムを担当する大学教員に関すること。

(学長の承認)

- 第19条 副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、部長、課長、室長、エリア支援室長及び支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。
- 2 学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、部長、課長、室長、エリア支援室長又は支援室長に委任することができる。

第4章 教育研究組織

(研究群及び専攻並びに学位プログラム)

- 第20条 基本規則第38条第2項及び第3項の法人規程で定める研究群及び専攻並びに学位プログラム並びにその筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」

という。) 第2条に規定する課程及び第3条に規定する区分は、次のとおりとする。

(1) 人文社会ビジネス科学学術院

ア 人文社会科学研究群

- 人文学学位プログラム (区分制博士課程)
- 国際公共政策学位プログラム (区分制博士課程)
- 国際日本研究学位プログラム (区分制博士課程)

イ ビジネス科学研究群

- 法学学位プログラム (区分制博士課程)
- 経営学学位プログラム (区分制博士課程)

ウ 法曹専攻 (専門職学位課程)

エ 国際経営プロフェッショナル専攻 (専門職学位課程)

(2) 理工情報生命学術院

ア 数理物質科学研究群

- 数学学位プログラム (区分制博士課程)
- 物理学学位プログラム (区分制博士課程)
- 化学学位プログラム (区分制博士課程)
- 応用理工学学位プログラム (区分制博士課程)
- 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム (区分制博士課程)

イ システム情報工学研究群

- 社会工学学位プログラム (区分制博士課程)
- サービス工学学位プログラム (博士前期課程)
- リスク・レジリエンス工学学位プログラム (区分制博士課程)
- 情報理工学位プログラム (区分制博士課程)
- 知能機能システム学位プログラム (区分制博士課程)
- 構造エネルギー工学学位プログラム (区分制博士課程)
- エンパワーメント情報学プログラム (一貫制博士課程)
- ライフイノベーション (生物情報) 学位プログラム (区分制博士課程)

ウ 生命地球科学研究群

- 生物学学位プログラム (区分制博士課程)
- 生物資源科学学位プログラム (博士前期課程)
- 農学学位プログラム (博士後期課程)
- 生命農学学位プログラム (博士後期課程)
- 生命産業科学学位プログラム (博士後期課程)
- 地球科学学位プログラム (区分制博士課程)
- 環境科学学位プログラム (博士前期課程)
- 環境学学位プログラム (博士後期課程)
- 山岳科学学位プログラム (博士前期課程)
- ライフイノベーション (食料革新) 学位プログラム (区分制博士課程)
- ライフイノベーション (環境制御) 学位プログラム (区分制博士課程)
- ライフイノベーション (生体分子材料) 学位プログラム (区分制博士課程)

エ 国際連携持続環境科学専攻 (博士前期課程)

(3) 人間総合科学学術院

ア 人間総合科学研究群

- 教育学学位プログラム（区分制博士課程）
- 心理学学位プログラム（区分制博士課程）
- 障害科学学位プログラム（区分制博士課程）
- カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）
- カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）
- リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）
- ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）
- ヒューマン・ケア科学学位プログラム（３年制博士課程）
- パブリックヘルス学位プログラム（３年制博士課程）
- スポーツ医学学位プログラム（３年制博士課程）
- フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）
- 公衆衛生学学位プログラム（修士課程）
- 看護科学学位プログラム（区分制博士課程）
- 医学学位プログラム（一貫制博士課程）
- 体育学学位プログラム（博士前期課程）
- 体育科学学位プログラム（博士後期課程）
- スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）
- コーチング学学位プログラム（３年制博士課程）
- スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程）
- 芸術学学位プログラム（区分制博士課程）
- デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）
- 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）
- 情報学学位プログラム（区分制博士課程）
- ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）
- ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
- イ スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
- ウ 大学体育スポーツ高度化共同専攻（３年制博士課程）
- エ 国際連携食料健康科学専攻（修士課程）

（共同専攻の連携大学）

第２０条の２ 前条に定める専攻のうち、共同専攻（大学院学則第２６条の４第２項に規定する共同教育課程を編成するものをいう。）を構成する他の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
スポーツ国際開発学共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県
大学体育スポーツ高度化共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県

（国際連携専攻の連携大学）

第２０条の３ 第２０条第１項に定める専攻のうち、国際連携専攻（大学院学則第２６条の５第

1 項に規定するものをいう。) において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学 (以下この条において「連携大学」という。) 及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
国際連携持続環境科学専攻	マレーシア日本国際工科院	マレーシア
国際連携食料健康科学専攻	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス共和国 台湾

第 2 1 条 削除

第 2 1 条の 2 削除

第 2 2 条 基本規則第 4 4 条第 3 項の法人規程で定める人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に置く学類は、次のとおりとする。

- (1) 人文・文化学群
 - 人文学類
 - 比較文化学類
 - 日本語・日本文化学類
- (2) 社会・国際学群
 - 社会学類
 - 国際総合学類
- (3) 人間学群
 - 教育学類
 - 心理学類
 - 障害科学類
- (4) 生命環境学群
 - 生物学類
 - 生物資源学類
 - 地球学類
- (5) 理工学群
 - 数学類
 - 物理学類
 - 化学類
 - 応用理工学類
 - 工学システム学類
 - 社会工学類
- (6) 情報学群
 - 情報科学類
 - 情報メディア創成学類
 - 知識情報・図書館学類
- (7) 医学群

医学類
看護学類
医療科学類

(系)

第23条 基本規則第47条第3項の法人規程で定める系の名称は、次のとおりとする。

人文社会系
ビジネスサイエンス系
数理物質系
システム情報系
生命環境系
人間系
体育系
芸術系
医学医療系
図書館情報メディア系
学際研究系

(域)

第23条の2 系には、必要に応じ、業務運営上の実施単位である内部組織として、域を置くことができる。

2 域の名称その他必要な事項は、系長が、部局細則で定める。

第24条 削除

(先端研究センター群)

第25条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
計算科学研究センター	科学の諸領域における超高速シミュレーション、大規模データ解析等を中心とする研究、超高速計算システム及び超高速ネットワーク技術の開発並びに情報技術の革新的な応用方法の研究
生存ダイナミクス研究センター	生物の持つ環境変化へのダイナミックな応答機能を「生物の生存戦略」と捉えた新しい生命動態科学の領域を切り拓く研究
つくば機能植物イノベーション研究センター	食料・生物資源の安定的な確保に向けた植物バイオテクノロジーと遺伝資源保全利用を基調とした基盤的遺伝子研究から生産・流通を見据えた応用的研究ならびに研究成果を活用したイノベーションの創出支援と教育への展開
下田臨海実験センター	海洋及びその沿岸に生息する生物の発生学、生理生化学、生態学等並びに海洋学、海洋環境等に関連する生命科学及び地球科学（地理地学）の研究及び教育
プラズマ研究センター	プラズマ物理学及びその応用に関する研究教育（特に電位・電場によるプラズマ閉じ込めの向上及びプラズマの高性能化に係る研究教育）並びに関連機器の開発等

地中海・北アフリカ研究センター	地中海・北アフリカにおける新時代志向型の戦略的学際研究の推進
サイバニクス研究センター	人間の身体機能を支援・増幅・拡張する人支援技術によるイノベーションの創出と新産業創出
アイソトープ環境動態研究センター	放射性同位元素、核燃料物質及びエックス線発生装置等の学内管理・安全教育、並びにこれらを用いた基礎、環境移行及び環境動態予測に係る調査・研究・開発
人工知能科学センター	AI 及びビッグデータ解析技術を集結し、実用に繋がる基盤技術開発拠点の構築
陽子線医学利用研究センター	医学及び関連分野の研究、教育の場としての機能並びに機器の改善・開発を行うことによるがん診療における陽子線療法の有用性の確立
山岳科学センター	菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、川上演習林、井川演習林、筑波実験林等を活用した生物科学、農林学、地球科学、環境科学等山岳科学に関する教育研究
微生物サステイナビリティ研究センター	持続可能な社会の構築に向けた次世代の微生物制御と微生物利用に関わる新たな学問分野を切り拓く基礎及び応用研究
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター	人間の統合的な身体活動能力を多角的に研究並びに最適パフォーマンスを引き出す科学的手法の開発・社会実装
トランスボーダー医学研究センター	統合医科学研究部門、基礎研究部門及び生命科学動物資源センター等を活用した医科学の研究拠点と研究分野の創生
宇宙史研究センター	時空の発祥から物質の起源、宇宙の進化及び生命の起源までの宇宙史の統括的解明
エネルギー物質科学研究センター	エネルギーの高効率の利用、貯蔵、変換及び制御に関わる新規物質や材料の創製のための基盤的及び応用的研究

- 2 前項の教育研究施設は、その研究内容、質等について、定期的な評価により、級ごとに分類するものとする。
- 3 前2項の教育研究施設の運営に必要な事項は、別に定める。

(全国共同研究施設)

第26条 基本規則第50条第3項の規定に基づき、前条の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設（以下この条において「全国共同研究施設」という。）は、次のとおりとする。

計算科学研究センター
つくば機能植物イノベーション研究センター
下田臨海実験センター
プラズマ研究センター
アイソトープ環境動態研究センター

- 2 前項のつくば機能植物イノベーション研究センターに、形質転換植物デザイン研究拠点として、遺伝子実験センターを置く。
- 3 全国共同研究施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(全国共同教育施設)

第26条の2 基本規則第50条第3項の規定に基づき、第25条及び第28条の教育研究施設

のうち、全国の他の大学との共同教育を推進する施設（以下この条において「全国共同教育施設」という。）は、次のとおりとする。

山岳科学センター

グローバルコミュニケーション教育センター

- 2 全国共同教育施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を図ることにより、当該施設の教育目的に合致する多様かつ高度な教育を推進するものに利用させるものとする。

（研究支援センター群）

第27条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める研究支援センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
研究基盤総合センター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究
学術情報メディアセンター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究

（教育等センター群）

第28条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める教育等センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
グローバルコミュニケーション教育センター	学生の外国語教育留学生等に対する日本語等に関する教育
体育センター	学生の体育指導（専門の体育指導を除く。）、社会体育の実施指導及びスポーツ指導者の養成
アドミッションセンター	アドミッションセンター入試及び国際科学オリンピック特別入試の実施並びに教育目標に適合した入学者の選抜方法等の調査研究
保健管理センター	学生及び職員の健康管理等

（教育研究施設の次長）

第29条 教育研究施設には、必要に応じ、当該施設の長を補佐するため、次長を置くことができる。

- 2 次長は、教育研究施設の長を補佐し、当該施設の校務を整理する。
- 3 前2項に規定するもののほか、次長に関し必要な事項は、教育研究施設の長が部局細則で定める。

（技術室）

第29条の2 基本規則第55条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の右欄の技術室を置く。

組織の名称	技術室の名称
-------	--------

数理物質系	数理物質系技術室
システム情報系	システム情報系技術室
生命環境系	生命環境系技術室
医学医療系	医学医療系技術室
つくば機能植物イノベーション研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター技術室
研究基盤総合センター	研究基盤総合センター技術室

第5章 事業費により措置する教育研究組織等

(事業費により措置する教育研究組織等)

第30条 基本規則第75条第1項に規定する事業費により措置する教育研究組織等を設置又は廃止する場合は、役員会の議を経なければならない。

2 前項の教育研究組織等は、その運営に必要な経費が予算に計上されている場合に限り、これを設置することができる。ただし、当該経費が競争的資金による場合など、あらかじめ予算に計上することが困難であるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により第1項の教育研究組織等を設置したときは、当該組織の設置の日から3月以内に補正予算を編成しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の教育研究組織等に係る申請手続、審査方法、研究期間、更新手続その他当該組織の設置に関し必要な事項は、法人細則で定める。

5 第1項の教育研究組織等の研究課題、構成その他運営に関し必要な事項は、別に法人規程で定める。

6 第1項の教育研究組織等の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

7 第1項の教育研究組織等の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第31条から第33条まで 削除

(国際科学イノベーション研究組織)

第34条 第30条の事業費により措置する専ら研究を行う教育研究組織として、国際科学イノベーション研究組織を置く。

2 国際科学イノベーション研究組織の名称及び研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	研 究 課 題
高細精医療イノベーション研究コア	高細精医療実現のための事業化と製品化

(高細精医療イノベーション研究コアの長)

第35条 高細精医療イノベーション研究コアに、その長を置き、学長が任命する。

2 高細精医療イノベーション研究コアの長は、教授又は准教授をもって充てる。

- 3 高細精医療イノベーション研究コアの長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 高細精医療イノベーション研究コアの長は、再任されることができる。
- 6 高細精医療イノベーション研究コアの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 高細精医療イノベーション研究コアの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 高細精医療イノベーション研究コアの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第36条 削除

(つくば臨床医学研究開発機構)

第36条の2 第30条の事業費で措置する共同利用・共同研究組織としてつくば臨床医学研究開発機構を置く。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構は、学内外の革新的医療技術研究の成果の臨床開発への導入・推進を行うものとする。

(つくば臨床医学研究開発機構の長)

第36条の3 つくば臨床医学研究開発機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 つくば臨床医学研究開発機構の長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 つくば臨床医学研究開発機構の長は、再任されることができる。
- 6 つくば臨床医学研究開発機構の長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 つくば臨床医学研究開発機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 つくば臨床医学研究開発機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(開発研究センター)

第36条の4 第30条の事業費により措置する開発研究組織として国際産学連携本部に開発研究センターを置く。

- 2 開発研究センターの名称及び開発研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	開 発 研 究 課 題
藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センター	生物学及び関連分野の学際的な藻類バイオマス・エネルギーシステムの開発研究を推進し、産業化、社会還元を促進する。
プレシジョン・メディスン開発研究	生命医科学情報の統合・共有化と活用を可能とする統

センター	合的オミックス解析研究の拠点形成を推進し、プレシジョン・メディシンの社会還元を促進する。
未来社会工学開発研究センター	地域未来の基盤作りの研究開発を推進し、地域産業の創出、地域経済の自律的な成長を促進する。
スポーツイノベーション開発研究センター	大学スポーツにおける教育マネジメントに関わる研究拠点を形成し、学生への教育的支援の充実に資するとともに、スポーツ産業の活性化、スポーツアドミニストレーターの育成等を推進する。
ヘルスサービス開発研究センター	医療・看護・保健・介護・福祉を一連のヘルスサービスとしてとらえ、実証データに基づく質の高いサービスの実現に資する開発研究を推進する。
テラーメイドQOLプログラム開発研究センター	個人のQOLを維持・向上させる画期的なテラーメイドプログラムの開発研究を推進する。
働く人への心理支援開発研究センター	働く人への心理支援、支援人材の高度化に関する開発研究を推進する。

(開発研究センターの長)

第36条の5 開発研究センターに、その長を置き、学長が任命する。

- 2 開発研究センターの長は、教授又は特命教授をもって充てる。
- 3 開発研究センターの長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 開発研究センターの長は、再任されることができる。
- 6 開発研究センターの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 開発研究センターの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 開発研究センターの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(アスレチックデパートメント)

第36条の6 第30条の事業費により措置する競技スポーツ（以下「大学スポーツ」という。）を統括する組織として、国際産学連携本部にアスレチックデパートメント（以下「AD」という。）を置く。

- 2 ADは、学生アスリートの教育環境等の改善及び高度化並びに大学スポーツの振興に資する体制を形成することを目的とする。

(アスレチックディレクター)

第36条の7 ADにアスレチックディレクターを置き、ADを適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が選考し、任命する。

- 2 アスレチックディレクターの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、アスレチックディレクターとなる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 アスレチックディレクターは、再任されることができる。
- 5 アスレチックディレクターは、当該組織の業務に従事する職員を監督する。

- 6 アスレチックディレクターは、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 7 アスレチックディレクターが部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第6章 職員等

(大学教員の所属する教育研究施設)

第37条 基本規則第77条第4項に規定する大学教員が所属する教育研究施設は、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 基本規則附則第2条第1項の規定により設置される筑波大学医療技術短期大学部に係る業務は、第24条第10項の規定にかかわらず、人間総合科学等支援室の医学支援室が行うものとする。

第3条 基本規則附則第3条第1項の規定により設置される研究科に係る業務は、第24条第3項及び第5項から第10項までの規定にかかわらず、次に掲げる支援室が行うものとする。

(1) 人文社会科学等支援室

哲学・思想研究科 歴史・人類学研究科 文芸・言語研究科 社会科学研究科 国際政治経済学研究科

(2) 人間総合科学等支援室教育・心理・心障支援室

教育学研究科 心理学研究科 心身障害学研究科

(3) 人間総合科学等支援室体芸支援室

体育科学研究科 芸術学研究科

第4条 この法人規程施行の日現に設置されている特別プロジェクト研究組織の設置期間については、第31条第2項の規定にかかわらず、学長が別に定める法人規程で定める期間とする。

附 則 (平16. 4. 15法人規程10号)

この法人規程は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16. 4. 22法人規程11号)

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17. 3. 24法人規程9号)

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻(一貫制博士課程)、計量ファイナンス・マネジメント専攻(一貫制博士課程)、リスク工学専攻(一貫制博士課程)、コンピュータサイエンス専攻(一貫制博士課程)、知能機能システム専攻(一貫制博士課程)及び構造エネ

ルギー工学専攻（一貫制博士課程）並びに生命環境科学研究科の構造生物学専攻（一貫制博士課程）、情報生物学専攻（一貫制博士課程）、国際地縁技術開発科学専攻（一貫制博士課程）、生物圏資源科学専攻（一貫制博士課程）及び生物機能科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 体育研究科の体育方法学専攻、コーチ学専攻、健康教育学専攻及びスポーツ健康科学専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成17年法人規則第4号）附則第2条の規定により存続する経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18.2.23法人規程2号）

この法人規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規程19号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第22号）附則第2条の規定により存続する医科学研究科に置く専攻については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18.4.27法人規程36号）

この法人規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平18.5.26法人規程37号）

この法人規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平18.9.28法人規程50号）

この法人規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平19.3.22法人規程27号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 生命環境科学研究科の地球環境科学専攻（一貫制博士課程）及び地球進化科学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の芸術学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学す

る者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第28号）附則第2条の規定により存続する環境科学研究科及び芸術研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第28号）附則第3条の規定により存続する第一学群、第二学群、第三学群及び医学専門学群に置く学類については、新施行規程第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19.6.28法人規程39号）

この法人規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平19.8.31法人規程45号）

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平19.12.18法人規程50号）

この法人規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規程22号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 人文社会科学研究科の現代文化・公共政策専攻（一貫制博士課程）、社会科学専攻（一貫制博士課程）及び国際政治経済学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の教育学専攻（一貫制博士課程）、学校教育学専攻（一貫制博士課程）、心理学専攻（一貫制博士課程）、心身障害学専攻（一貫制博士課程）、ヒューマン・ケア科学専攻（一貫制博士課程）、感性認知脳科学専攻（一貫制博士課程）、スポーツ医学専攻（一貫制博士課程）、先端応用医学専攻（一貫制博士課程）、分子情報・生体統御医学専攻（一貫制博士課程）、病態制御医学専攻（一貫制博士課程）、機能制御医学専攻（一貫制博士課程）、社会環境医学専攻（一貫制博士課程）及び体育科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 教育研究科の障害児教育専攻及びカウンセリング専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成20年法人規則第20号）附則第2条の規定により存続する地域研究研究科及び体育研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20.6.12法人規程40号）

この法人規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平 20. 8. 7 法人規程 50 号）

この法人規程は、平成 20 年 8 月 7 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 4. 23 法人規程 29 号）

この法人規程は、平成 21 年 4 月 23 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 6. 26 法人規程 40 号）

この法人規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 2. 26 法人規程 2 号）

この法人規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3. 25 法人規程 19 号）

この法人規程は、平成 22 年 3 月 25 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 3 月 10 日から適用する。

附 則（平 22. 3. 31 法人規程 24 号）

この法人規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 5. 27 法人規程 33 号）

この法人規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 22. 9. 22 法人規程 44 号）

この法人規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 1. 27 法人規程 1 号）

この法人規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 24 法人規程 19 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 生命環境科学研究科の構造生物科学専攻（博士後期課程）及び情報生物科学専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 20 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 23. 6. 23 法人規程 33 号）

この法人規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 9. 29 法人規程 36 号）

1 この法人規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第 23 条の 3、第 24 条第 2 項第 5 号、第 4 項第 4 号、第 5 項第 5 号、第 6 項第 5 号、第 7 項第 6 号、第 8 項第 4 号、第 9 項第 5 号及び第 10 項第 5 号を削る。

附 則（平 24. 3. 29 法人規程 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 数理物質科学研究科の物質創成先端科学専攻（区分制博士課程）及び生命環境科学研究科生命共存科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 20 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 24. 9. 27 法人規程 57 号）

この法人規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 11. 22 法人規程 59 号）

1 この法人規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 5 項第 5 号中「陸域環境研究センター、」を削除する。

第 26 条の表の陸域環境研究センター及びアイソトープ総合センターの項を削る。

第 28 条の表中「

生命環境科学研究科	農林技術センター 陸域環境研究センター 菅平高原実験センター
-----------	--------------------------------------

」を

「

生命環境科学研究科	農林技術センター 菅平高原実験センター
-----------	------------------------

」に改める。

附 則（平 25. 2. 28 法人規程 11 号）

この法人規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 3 . 2 8 法人規程 4 3 号）
この法人規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 6 . 2 7 法人規程 5 5 号）
この法人規程は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 1 0 . 3 1 法人規程 5 9 号）
この法人規程は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 2 . 2 7 法人規程 5 号）
（施行期日）
第 1 条 この法人規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

第 2 条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻（博士前期課程）、経営・政策科学専攻（博士前期課程）及び社会システム・マネジメント専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 2 0 条の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 2 6 . 3 . 2 7 法人規程 2 8 号）
この法人規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 5 . 2 9 法人規程 5 7 号）
この法人規程は、平成 2 6 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 1 . 2 9 法人規程 1 号）
この法人規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 2 . 2 6 法人規程 3 号）
この法人規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 3 . 2 6 法人規程 2 0 号）
（施行期日）
第 1 条 この法人規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

第 2 条 人文社会科学研究科の経済学専攻（区分制博士課程）及び法学専攻（区分制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 2 0 条の規定にかかわらず、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 2 7 . 3 . 3 0 法人規程 3 6 号）
この法人規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 4. 23 法人規程 38 号）
この法人規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 5. 28 法人規程 46 号）
この法人規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 6. 25 法人規程 49 号）
この法人規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 9. 24 法人規程 59 号）
この法人規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 12. 24 法人規程 65 号）
この法人規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 24 法人規程 27 号）
この法人規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 28. 12. 22 法人規程 67 号）
この法人規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 3. 23 法人規程 10 号）
この法人規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 6. 22 法人規程 44 号）
この法人規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 7. 10 法人規程 47 号）
この法人規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 7. 27 法人規程 48 号）
この法人規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 8. 31 法人規程 52 号）
この法人規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 9. 28 法人規程 53 号）
この法人規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 2. 16 法人規程 12 号）
この法人規程は、平成 30 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平 30. 2. 22 法人規程 14 号）
この法人規程は、平成 30 年 2 月 22 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及

び運営の基本に関する規則施行規程第20条の2の規定は、平成28年4月1日から、第20条の3の規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平30.3.22 法人規程33号）
この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30.4.26 法人規程64号）
この法人規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（平30.9.27 法人規程70号）
この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平31.1.24 法人規程2号）
この法人規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平31.3.28 法人規程18号）
この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令 . . . 法人規程 号）
（施行期日）
第1条 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第2条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び専攻並びに研究科に置く学位プログラムについては、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第18条の4、第18条の5、第20条、第21条及び第21条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○筑波大学大学院学則（案）

平成16年4月1日
法人規則第11号

改正 平成16年法人規則第27号
平成17年法人規則第37号
平成17年法人規則第48号
平成17年法人規則第52号
平成17年法人規則第66号
平成18年法人規則第1号
平成18年法人規則第24号
平成18年法人規則第30号
平成19年法人規則第8号
平成19年法人規則第41号
平成19年法人規則第67号
平成20年法人規則第25号
平成21年法人規則第2号
平成21年法人規則第6号
平成22年法人規則第25号
平成23年法人規則第39号
平成23年法人規則第48号
平成23年法人規則第62号
平成24年法人規則第2号
平成24年法人規則第33号
平成24年法人規則第38号
平成24年法人規則第57号
平成25年法人規則第32号
平成26年法人規則第25号
平成27年法人規則第25号
平成28年法人規則第35号
平成28年法人規則第40号
平成29年法人規則第15号
平成29年法人規則第22号
平成29年法人規則第28号
平成30年法人規則第7号
平成31年法人規則第12号
令和元年法人規則第8号
令和 年法人規則第 号

筑波大学大学院学則

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 課程、課程等の目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表（第2条—第7条の3）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第8条—第10条）
- 第4章 入学等（第11条—第25条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第26条—第40条）
- 第6章 課程の修了及び学位授与（第41条—第47条）
- 第7章 授業料（第48条—第52条）
- 第8章 休学、転学、留学及び退学（第53条—第60条）
- 第9章 収容定員等（第61条）
- 第10章 修学及び学生生活の支援等（第62条—第64条の2）
- 第11章 賞罰（第65条—第70条）
- 第12章 学生居住施設（第71条—第74条）
- 第13章 科目等履修生等（第75条—第79条）
- 附則

第1章 目的

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が設置する筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）の課程、修業年限、教育課程、収容定員その他学生の修学上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 課程、課程等の目的、修業年限及び在学年限、教育研究活動等状況の公表

（課程）

第2条 本大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の修士課程、博士課程及び専門職学位課程には、専ら夜間において教育を行う課程を含むものとする。

3 第1項の専門職学位課程には、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を含むものとする。

（博士課程）

第3条 本大学院の博士課程は、前期及び後期の区分を設けないもの（以下「一貫制博士課程」という。）、前期及び後期の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）並びに後期の課程のみのもの（以下「3年制博士課程」という。）とする。

2 区分制博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（課程の目的）

第3条の2 修士課程及び博士前期課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 一貫制博士課程、博士後期課程及び3年制博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的とする。

4 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

（人材養成目的）

第3条の3 学術院、研究群、専攻及び研究群に置く学位プログラム（以下「研究群の学位プログラム」という。）ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的（次項及び第3項において「人材養成目的」という。）は、学術院長が、部局細則で定める。

2 グローバル教育院に置く学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）の人材養成目的は、法人細則で定める。

3 学術院長が、人材養成目的を定め、又は改廃する場合には、教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）の承認を得なければならない。

4 学術院長が、第1項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、学術院運営委員会の議を経なければならない。

5 第2項の法人細則を定め、又は改廃する場合には、教育院会議の議を経なければならない。

6 学術院長が、第1項の部局細則を定め、改廃した場合には、学長に報告しなければならない。

7 第15条、第25条、第26条、第29条、第33条から第34条の2まで、第36条、第41条、第42条から第43条の3まで、第44条の2から第44条の4まで及び第46条において、学術院長が部局細則を定める場合及びグローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で定める場合には、前3項の規定を準用する。

（修士課程の修業年限）

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育

を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う課程（以下「修士課程の短期在学コース」という。）の標準修業年限は、1年とする。

（博士課程の修業年限）

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第44条に規定する医学を履修する博士課程（以下「医学の課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、3年制博士課程の標準修業年限は、3年とする。

（専門職学位課程の修業年限）

第5条の2 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う課程（以下「専門職学位課程の短期在学コース」という。）の標準修業年限は、1年とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

（長期履修学生の修業年限）

- 第5条の3 修士課程（修士課程の短期在学コースを除く。）、博士課程又は専門職学位課程（専門職学位課程の短期在学コースを除く。）において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、法人細則で定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、当該課程の在学年限を超えることができない。

（修士課程の在学年限）

第6条 修士課程の在学年限は、4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程の短期在学コースの在学年限は、3年とする。

（博士課程の在学年限）

第7条 一貫制博士課程の在学年限は、7年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学の課程の在学年限は、6年とする。
- 3 区分制博士課程の在学年限は、博士前期課程にあつては4年とし、博士後期課程にあつては5年とする。
- 4 3年制博士課程の在学年限は、5年とする。

（専門職学位課程の在学年限）

第7条の2 専門職学位課程の在学年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程の短期在学コースの在学年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の在学年限は、5年とする。

(教育研究活動等状況の公表)

第7条の3 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日（専ら夜間において教育を行う課程にあつては月曜日）
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (4) 開学記念日 10月1日
 - (5) 春季休業 2月1日から4月4日まで
 - (6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (7) 冬季休業 12月27日から翌年1月6日まで
- 2 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 教育研究上必要な場合には、学長は、教育研究評議会の議を経て、第1項に規定するもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、法人細則で定めるところにより、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第12条 本大学院に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（以下単に「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（医学の課程の入学資格）

第13条 前条の規定にかかわらず、医学の課程の専攻に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、医学の課程への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (7) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (8) 大学（医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

（博士後期課程及び3年制博士課程の入学資格）

第14条 第12条の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合には、博士後期課程又は3年制博士課程の専攻に入学できる者を、次の各号のいずれかに該当する者としてすることができる。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文

部科学大臣の定める学位（以下「専門職学位」という。）を有する者

- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

（入学者選抜に関する基本方針等）

第15条 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で、入学者選抜に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 学術院長は、前項の基本方針に基づき、部局細則で、当該学術院の入学者選抜に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 第1項の基本方針に基づき、グローバル教育院の学位プログラムの入学者選抜に関し必要な事項は、法人細則で定めるものとする。
- 4 学術院長が、第2項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

（入学の出願）

第16条 本大学院の学術院又はグローバル教育院の学位プログラム（以下「学術院等」という。）へ入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、入学願書に法人細則で定める書類を添えて、願い出なければならない。

- 2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、入学志願者が、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生（以下単に「国費外国人留学生」という。）である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

（入学者選抜）

第17条 前条の出願をした者については、法人細則で定めるところにより、当該学術院等にお

いて入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の方法は、書類審査、学力試験、小論文、面接又は実技試験によるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の入学者選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者であって本大学院の大学院等への入学を希望するもの（以下「入学希望合格者」という。）は、所定の期日までに、法人細則で定める書類を提出しなければならない。

2 入学希望合格者は、前項の入学手続に当たっては、別表第1に定める額の入学料を納付しなければならない。ただし、入学希望合格者が、国費外国人留学生である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

3 学長は、前2項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第20条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

4 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第19条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(入学料の徴収猶予)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第21条 前2条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(編入学、転入学及び再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者が、編入学を志願したときは、選考の上、一貫制博士課程の専攻の第3年次に、編入学を許可することができる。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により、国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者
- (9) 本大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 2 他の大学の大学院(第14条第6号及び前項第6号の国際連合大学の課程を含む。以下同じ。)に現に在学する者(外国の大学の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。))を含む。)が、転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 3 第58条の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。
- 4 前3項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続及び入学許可については、第18条の規定を準用する。
- 5 第1項から第3項までに規定する編入学、転入学及び再入学に係る第19条に規定する入学料の免除及び第20条に規定する入学料の徴収猶予については、第18条第1項に規定する入学希望合格者の例による。

(学術院等の移籍)

第23条 学生が、現に所属する学術院等以外の学術院等に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学術院等の相当年次に移籍を許可することができる。

(研究群の学位プログラム又は専攻の移籍)

第24条 学生が、現に所属する学術院の他の研究群の学位プログラム又は専攻に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学術院の他の研究群の学位プログラム又は専攻の相当年次に移籍

を許可することができる。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第25条 第22条の規定により入学を許可された学生及び前2条の規定により移籍を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学院にあっては部局細則で、グローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で、それぞれ定める。

第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第26条 学長は、教育研究評議会の議を経て、本大学院の教育課程の編成の基本方針を定めるものとする。

- 2 学院、研究群、専攻及びグローバル教育院の学位プログラムは、前項の基本方針に基づき、それぞれの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学院、研究群、専攻及び研究群の学位プログラム並びにグローバル教育院の学位プログラム（以下「学院・研究群等」という。）は、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、学院・研究群等は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮するものとする。
- 4 学院長は、学院運営委員会の議を経て、部局細則で、当該学院の教育課程の編成方針を定めるものとする。
- 5 グローバル教育院の学位プログラムにあっては、当該学位プログラムの教育課程の編成方針は、教育院会議の議を経て、法人細則で定めるものとする。
- 6 学院長が第4項の部局細則を定め、又は改廃する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

第26条の2 前条第2項に定める授業科目のほか、本大学院の学生を対象とした共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）を開設する。

(特別の課程の編成)

第26条の3 学長は、必要があると認めたときは、学校教育法第105条の規定に基づく筑波大学の学生以外の者を対象とした特別の課程（次項において「特別の課程」という。）を編成するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に法人規則で定める。

(共同教育課程の編成)

第26条の4 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第2

6 条第 1 項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、本大学院の教育課程の一部とみなして、本大学院及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

- 2 共同教育課程を編成する専攻を設ける学術院及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（国際連携専攻の設置等）

第 26 条の 5 学長は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学術院に、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。ただし、国際連携専攻のみを置く学術院を設けることはできない。

- 2 国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける学術院の収容定員の 2 割（一の学術院に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学術院の収容定員の 2 割）を超えない範囲で定めるものとする。

- 3 学長は、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を本大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

- 4 国際連携専攻を設ける学術院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

- 5 国際連携専攻にあっては、第 26 条第 2 項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

- 6 前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、本大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5 単位を超えない範囲で、本大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第 41 条第 4 項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

- 7 第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、国際連携専攻に係る学年の始期及び終期並びに学期の区分は、法人細則で定める。

（教育方法）

第 27 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学院の教育は、授業科目の授業によって行う。

（特別な組織）

第 27 条の 2 第 26 条第 1 項に規定する本大学院の教育課程の編成方針に基づき適切な教育課程を編成し、第 62 条第 2 項に規定する学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針に基づき必要な措置及び指導助言を効果的に行うため、国立大学法人筑波大

学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織を置くものとする。

- 2 前項の特別な組織の組織及び運営については、法人規程で定める。

（教育職員の免許に関する授業科目等）

第28条 本大学院においては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目を開設するものとする。

- 2 前項の授業科目及びその履修方法については、別に定める。

（部局細則への委任）

第29条 この法人規則及びこれに基づく法人規程又は法人細則等に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の履修及び研究指導の実施に必要な事項は、学術院長が部局細則で定める。

（授業の方法等）

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。
- 3 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 授業及び研究指導は、筑波大学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（教育方法の特例）

第31条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第31条の2 学術院・研究群等は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学術院・研究群等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第31条の3 学術院・研究群等は、それぞれにおいて授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（次項において「教育改善研修等」という。）を実施しなければならない。

- 2 学術院・研究群等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、担当副学長に報告しな

なければならない。

(他の大学院又は試験研究機関における研究指導)

第32条 学術院長（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院長）（以下「学術院長等」という。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は試験研究機関（外国の大学の大学院又は外国の試験研究機関を含む。以下「他の大学の大学院等」という。）と協議の上、学生（専門職学位課程の学生を除く。）が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること（以下この条において「特別研究派遣」という。）を認めることができる。

2 特別研究派遣の期間は、1年以内とする。ただし、博士課程（博士前期課程を除く。）の学生については、やむを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、特別研究派遣の延長を許可することができる。

3 前項ただし書の規定により延長した特別研究派遣の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 特別研究派遣の期間は、本大学院の修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間（グローバル教育院の学位プログラムにあっては法人細則で定める時間。以下この条において同じ。）の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号に規定する基準を考慮して学術院長が部局細則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(学位論文の作成等の単位の取扱い)

第34条 前条の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究に関し、授業科目の授業により指導し、その学修等を考慮して単位を授与することが適切と認められる場合には、学術院長が、これらに必要な学修等を考慮して、部局細則で、適当な数の単位を定めることができる。

2 グローバル教育院の学位プログラムにあっては、前項に規定する場合には、法人細則で適当な数の単位を定めることができる。

3 学術院長が、第1項の単位数を定め、又は変更する場合には、担当副学長の承認を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第34条の2 専門職大学院の専攻を設ける学術院長は、専門職大学院に在籍する学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を、部局細則で定めるものとする。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、第34条第1項に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して、単位を授与することができる。

(成績の評価)

第36条 授業科目の試験の成績は、次の各号のいずれかの評語を用いるものとする。

(1) A+、A、B、C又はD

(2) P又はF

2 前項の評語のうち、A+、A、B及びC並びにPを合格とし、D及びFを不合格とする。

3 学術院長は、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、部局細則で定めるものとする。

4 グローバル教育院の学位プログラムにあつては、第1項第2号に定める評語を用いて評価する場合は、法人細則で定めるものとする。

5 第1項に定める評語の評価基準は、別に定める。

(他の学術院等又は学群の授業科目の履修の取扱い)

第37条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、他の学術院等又は学群の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、学術院長等は、学術院運営委員会又は教育院会議（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第38条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の授業科目の履修を許可した学生が当該他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法人細則で定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、外国の大学が行う通信教育による大学院の授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、学術院長等は、前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会等の議を経て、合わせて10単位を

限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

- 4 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、学術院長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。
- 5 法科大学院においては、学術院長は、第1項及び第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位（第57条第5項の規定により、本大学院において修得したものとみなされる単位を含む。）について、学術院運営委員会の議を経て、合わせて30単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて認めることができる。

（休学期間中の外国の大学の大学院の修得単位の取扱い）

- 第38条の2 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学の大学院において修得した単位について、本大学院において修得したものととして認定することができる。
- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、前条第3項、第4項又は第5項の規定を準用する。

（共同教育課程に係る単位の認定等）

- 第38条の3 共同教育課程を編成する専攻は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該専攻における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 2 共同教育課程を編成する専攻は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該専攻において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

- 第38条の4 国際連携専攻にあつては、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 2 国際連携専攻にあつては、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（入学前の既修得単位の取扱い）

- 第39条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位その他法人細則で定める単位を、学術院運営委員会等の議を経て、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本大学院（専門職大学院を除く。）においては、前項の規定により修得したものとみなすこと

ができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会等の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

3 専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位について、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会の議を経て、第38条第4項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

4 法科大学院においては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、第22条に規定する編入学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについて、学術院運営委員会の議を経て、前条第5項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項ただし書の規定により30単位を超えて認める単位は除く。）を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。

（履修関係資料の提供）

第40条 学生が、十分な学習成果をあげて円滑に修了することができるよう、教育課程、履修方法、修了要件等を一覧的に記した資料を作成して、学生に提供するものとする。

第6章 課程の修了及び学位授与

（修士課程及び博士前期課程の修了）

第41条 学長は、修士課程に2年以上（修士課程の短期在学コースにあつては1年以上）又は博士前期課程に2年以上在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学術院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果（次条において「特定課題研究」という。）の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

3 共同教育課程である修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、前2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位には、第38条、第38条の2及び第39条の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。

4 国際連携教育課程である修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、第1項及び第2項に定めるもののほか、本大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業

科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位には、第38条、第38条の2及び第39条の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。

(博士論文研究基礎力審査による博士前期課程の修了)

第41条の2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定課題研究の審査及び試験に合格することに代えて、学術院又はグローバル教育院が行う次に掲げる試験及び審査（以下この条において「博士論文研究基礎力審査」という。）に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

2 前項の博士論文研究基礎力審査に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(一貫制博士課程の修了)

第42条 学長は、一貫制博士課程に5年以上（医学の課程にあつては4年以上）在学し、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則。次項において同じ。）に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学術院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

(博士後期課程及び3年制博士課程の修了)

第43条 学長は、博士後期課程及び3年制博士課程に3年以上（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年以上）在学し、必要な研究指導を受けた上、当該学術院・研究群等のそれぞれの目的に応じ、学術院又はグローバル教育院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した学生について、学術院運営委員会等の議を経て、その修了を認定する。

2 前項に規定するもののほか、学術院長等は、部局細則（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則）で定めるところにより、教育上必要な授業科目の単位の修得を修了の要件とすることができる。

(専門職学位課程の修了)

第43条の2 学長は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）に2年以上（専門職学位課程の短期在学コースにあつては1年以上）在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、その他必要な教育課程を履修した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

- 2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、30単位以上でなければならない。

(法科大学院の課程の修了)

第43条の3 学長は、法科大学院の課程に3年以上在学し、学術院長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得した学生について、学術院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。

- 2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、93単位以上でなければならない。

(早期修了)

第44条 第41条第1項の規定にかかわらず、修士課程又は博士前期課程において優れた業績を上げた学生の在学期間は、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第42条第1項及び第43条第1項の規定にかかわらず、一貫制博士課程において優れた研究業績を上げた学生の在学期間は3年以上、博士後期課程及び3年制博士課程において優れた研究業績を上げた学生の在学期間は1年以上、在学すれば足りるものとする。

- 3 博士後期課程及び3年制博士課程の学生であって次に掲げるものに係る前項の規定の適用については、同項中「1年以上」とあるのは「修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて3年以上」とする。

- (1) 大学院設置基準第3条第3項又は第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者
- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項又は第3条第1項の規定による標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者

(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第44条の2 学術院長は、第39条第3項の規定により専門職大学院（法科大学院を除く。）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における在学期間の短縮)

第44条の3 学術院長は、第39条第4項の規定により法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法科大学院の課程において修得したものとみなす場合であって、学術院長が学術院運営委員会の議を経て、当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、学術院運営委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えない範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

(法科大学院の課程における法学既修者の取扱い)

第44条の4 学術院長は、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、学術院運営委員会の議を経て、第43条の3に規定する在学期間について、1年を超えない範囲で部局細則で定める期間在学し、同条に規定する単位については、30単位を超えない範囲で部局細則で定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、第43条の3第2項の規定により、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとし、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（前項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第38条第5項及び第39条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第38条第5項ただし書の規定により30単位を超えて認める単位を除く。）を超えないものとする。

(学位授与)

第45条 本大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2のとおりとする。

第46条 一貫制博士課程（医学の課程を除く。）において、修士課程の修了要件を満たすものとして、学術院長が部局細則で定める要件（グローバル教育院の学位プログラムにあつては法人細則で定める要件）を満たし、第41条第1項又は第41条の2第1項に規定する審査及び試験に合格した者には、修士の学位を授与することができる。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3のとおりとする。

(研究学位・専門学位)

第46条の2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、特に研究能力の涵養を目的とした研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、研究学位とする。

2 前2条に規定する修士又は博士の学位のうち、修士又は博士にふさわしい研究能力に加えて、特に社会における現実の具体的課題に即した現場力の養成を重視した研究群の学位プログラム又は専攻の課程を修了した者に対して授与する学位は、専門学位とする。

3 前2項で規定する研究学位及び専門学位の対象とする学位は、別表第3の2のとおりとする。

第47条 前3条に規定するもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第7章 授業料

(授業料の納付)

第48条 学生は、毎年度、別表第1に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、学生が国費外国人留学生である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては5月、第2期に係るものにあつては11月とする。ただし、学生が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第50条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した学生の授業料の返付については、次のとおりとする。

- (1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。
- (2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(休学者の授業料)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた学生については、法人規程で定めるところにより、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。

(授業料の免除)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(授業料の徴収猶予)

第51条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第52条 前3条に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第53条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学術院等の学術院長等の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、法人細則で定めるところにより、学術院長等が休学を命ずる。

(休学期間)

第54条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）にあっては通算して2年、一貫制博士課程、博士後期課程、3年制博士課程及び法科大学院の課程にあっては通算して3年を超えることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、専ら夜間において教育を行う課程においては、転勤等やむをえない事情により相当期間にわたり修学が困難と認められる場合、休学期間を1年以上とすることができる。

4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第55条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学術院長等の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第56条 他の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第57条 学術院長等は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院で学修することを目的とする留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 留学期間は、第41条から第44条までに規定する在学期間を含めることができる。

- 5 外国の大学の大学院へ留学し修得した単位の取扱いについては、10単位（専門職大学院（法科大学院を除く。）においては、第43条の2第2項に定める単位数の2分の1を超えない範囲、法科大学院においては、30単位）を限度として、本大学院の修了の要件となる単位として認めることができる。

（退学）

第58条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（法人細則への委任）

第59条 第53条から前条までに規定するもののほか、休学、復学、転学、留学及び退学に関し必要な事項は法人細則で定める。

（除籍）

第60条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 第54条第1項から第3項までに規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- 2 前項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第9章 収容定員等

（収容定員等）

第61条 各学術院、研究群及び専攻の収容定員等は、別表第4のとおりとする。

第10章 修学及び学生生活の支援等

（修学及び学生生活の支援）

- 第62条 法人は、学生の円滑な修学及び学生生活を支援するために必要な措置を講じるとともに、必要な指導助言を行うことに努めなければならない。
- 2 学長は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で前項の学生の円滑な修学及び学生生活の支援並びに指導助言に関する基本方針を定める。
- 3 学長は、前項で定めた基本方針に基づき、学生の円滑な修学のための支援及び円滑な学生生活のための支援について、統一的な取扱いを告示するものとする。

（学生の活動）

第63条 学生団体の設立、集会、掲示その他の学生の活動に関し必要な事項は、教育研究評議

会の議を経て、法人規程で定める。

(学生の行為の制限)

第64条 学生は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること。
- (2) 法人の施設、設備及び環境を損なうこと。
- (3) この法人規則その他の法人の規則の規定に反すること。
- (4) 秩序を乱し、その他学生の本分に反すること。

(学生証)

第64条の2 学長は、学生が入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）したとき又は他の学術院等へ移籍したときは、学生証を交付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第11章 賞罰

(学生表彰)

第65条 学長は、学生表彰を行うことができる。

- 2 学長が学生表彰を行う場合には、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、その選考を行う。
- 3 学生表彰に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(懲戒)

第66条 学長は、この法人規則その他の法人規則に違反した学生又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
- 3 学長が懲戒を行う場合には、第1項に規定する事由に該当するか否かについて、学生生活を担当する副学長の下に置かれる委員会において、事実の調査及び確認を行うことを常例とする。
- 4 学長が懲戒を行った場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(懲戒退学)

第67条 懲戒退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 2 学長は、懲戒退学を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(停学)

第68条 停学の期間は、1年6月を超えない範囲で定めるものとする。

- 2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。
- 3 学長は、停学を命じる場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(訓告)

第69条 学長は、訓告を行う場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

(法人規程への委任)

第70条 第66条から前条までに規定するもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人規程で定める。

第12章 学生居住施設

(学生居住施設)

第71条 法人は、学生の円滑な修学を支援するために、学生居住施設を設置する。

- 2 学生居住施設の管理及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(寄宿料の納付)

第72条 学生居住施設に居住する学生は、別表第1に定める額の寄宿料を納付しなければならない。

- 2 納付された寄宿料は、返付しない。ただし、次条の規定により寄宿料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(寄宿料の免除)

第73条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。

- (1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(法人規程への委任)

第74条 前2条に規定するもののほか、寄宿料の納付及び免除に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第75条 学長は、本大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願した者を、選考の上、科目等履修生とすることができる。

- 2 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、所定の単位を授与する。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経

て、法人細則で定める。

(研究生)

第76条 学長は、本大学院（専門職大学院を除く。）において特定の専門事項について研究することを志願した者を、選考の上、研究生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別聴講学生)

第77条 学長は、他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、他の大学の大学院の学生であって、本大学院において授業科目を履修することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別聴講学生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(特別研究学生)

第78条 学長は、他の大学との協議に基づき、他の大学の大学院の学生であって、本大学院（専門職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願したものを、法人細則で定めるところにより、特別研究学生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(法曹学修生)

第78条の2 学長は、本大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻の課程を修了した者であって、同専攻において自学自習することを志願したものを、法人細則で定めるところにより、法曹学修生とすることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、法曹学修生に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、法人細則で定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第79条 第75条第1項又は第76条第1項の規定により、科目等履修生又は研究生となることを志願する者は、出願のときに、法人規程で定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

- 2 第75条第1項又は第76条第1項の選考に合格した者が科目等履修生又は研究生となることを希望するときは、入学手続のときに、法人規程で定める額の入学料及び授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 3 第77条第1項又は第78条第1項の規定により、特別聴講学生又は特別研究学生となることを志願する者は、入学手続のときに、法人規程で定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。

- 4 第78条の2の規定により、法曹学修生となることを志願する者は、受入手続のときに、法人規程で定める額の学修料を納付しなければならない。ただし、法人規程で定める場合は、この限りでない。
- 5 前4項に規定するもののほか、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び法曹学修生の検定料、入学料、授業料及び学修料に関し必要な事項は、法人規程で定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度の哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科、芸術学研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科	収容定員	入学定員
哲学・思想研究科	6 人	0 人
歴史・人類学研究科	1 0	0
文芸・言語研究科	2 6	0
教育学研究科	1 4	0
心理学研究科	8	0
心身障害学研究科	8	0
社会科学研究科	9	0
国際政治経済学研究科	1 0	0
体育科学研究科	2 0	0
芸術学研究科	7	0

- 3 削除
- 4 国立大学法人法附則第17条の規定により国立大学法人の成立の際、図書館情報大学の大学院に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修及び研究指導の実施を、本大学院において行うものとし、本大学院は、そのため必要な教育を行うものとする。
- 5 図書館情報大学の大学院を修了するため必要であった教育課程の履修及び研究指導の実施その他当該学生の教育に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 6 削除
- 7 削除

附 則（平16. 4. 22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17. 3. 24法人規則37号）

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度の経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科の学生定員

は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第４の規定にかかわらず次のとおりとする。

研 究 科	収容定員	入学定員
経営・政策科学研究科	５０人	０人
理工学研究科	１１１人	０人
バイオシステム研究科	６０人	０人

- ３ 経営・政策科学研究科、理工学研究科、バイオシステム研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ４ 数理工学物質科学研究科、システム情報工学研究科、生命環境科学研究科の一貫制博士課程を修了した者に授与する学位については、新学則別表第２及び別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平１７． ７． ２１法人規則４８号）

この法人規則は、平成１７年７月２１日から施行する。

附 則（平１７． ９． ２９法人規則５２号）

- １ この法人規則は、平成１７年９月２９日から施行する。
- ２ この法人規則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則第６４条の２第１項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則（平１７． １２． ２２法人規則６６号）

この法人規則は、平成１７年１２月２２日から施行する。

附 則（平１８． １． ２６法人規則１号）

この法人規則は、平成１８年１月２６日から施行する。

附 則（平１８． ３． ２３法人規則２４号）

- １ この法人規則は、平成１８年４月１日から施行する。
- ２ 平成１８年度の医科学研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第４の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
医科学研究科	３０人	０人

- ３ 医科学研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平１８． ４． ２７法人規則３０号）

この法人規則は、平成18年4月27日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平19. 2. 22 法人規則8号）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度の環境科学研究科及び芸術研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
環境科学研究科	102人	0人
芸術研究科	65人	0人

- 3 環境科学研究科及び芸術研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19. 6. 28 法人規則41号）

この法人規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平19. 12. 20 法人規則67号）

この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20. 3. 27 法人規則25号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度の地域研究研究科及び体育研究科の学生定員は、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）別表第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科名	収容定員	入学定員
地域研究研究科	50人	0人
体育研究科	144人	0人

- 3 地域研究研究科及び体育研究科が存続する間、当該研究科を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 人間総合科学研究科の一貫制博士課程を修了した者並びに人文社会科学研究科及び人間総合科学研究科の一貫制博士課程において修士課程の修了要件を満たすものとして研究科長が部局細則で定める要件を満たし修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者に授与する学位については、新学則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 教育研究科の専ら夜間において教育を行う専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、新学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平21. 1. 15 法人規則2号）

この法人規則は、平成21年1月15日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21. 2. 26 法人規則6号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第68条の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合について適用し、施行日前に懲戒該当事由があった学生に対し懲戒を行う場合については、なお従前の例による。

附 則（平21. 3. 31 法人規則31号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 25 法人規則25号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 24 法人規則39号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平23. 7. 28 法人規則48号）

この法人規則は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人規則62号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 23 法人規則2号）

この法人規則は、平成24年2月23日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規則33号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24. 4. 26 法人規則38号）

この法人規則は、平成24年4月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平24. 7. 26 法人規則57号）

この法人規則は、平成24年7月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平 2 5 . 3 . 2 8 法人規則 3 2 号）

- 1 この法人規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育研究科（修士課程）特別支援教育専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（次項において「新学則」という。）別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までの教育研究科（修士課程）特別支援教育専攻、数理物質科学研究科（区分制博士課程）物質創成先端科学専攻、数理物質科学研究科（博士後期課程）ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻、生命環境科学研究科（一貫制博士課程）生命共存科学専攻、生命環境科学研究科（一貫制博士課程）環境バイオマス共生学専攻及び人間総合科学研究科（博士前期課程）障害科学専攻の収容定員等は、新学則別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（平成 25 年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3 年制博士課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
教育研究科(修士課程) 特別支援教育専攻			25	0		
数理物質科学研究科 物質創成先端科学専攻					25	0
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					50	25
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	63	0				
環境バイオマス共生学専攻	42	21				
人間総合科学研究科 障害科学専攻			65	45		

（平成26年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程	
	収容 定員	入学 定員
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	42	0
環境バイオマス共生学専攻	63	21

（平成27年度）

研究科・専攻	一貫制 博士課程	
	収容 定員	入学 定員
生命環境科学研究科 生命共存科学専攻	21	0
環境バイオマス共生学専攻	84	21

附 則（平 26. 3. 27 法人規則 25 号）

- 1 この法人規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度までに図書館情報メディア研究科の博士後期課程に入学した者の在学年限は、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則（以下「新学則」という。）第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、6 年とする。
- 3 システム情報工学研究科（博士前期課程）社会システム工学専攻、経営・政策科学専攻、（博士後期課程）社会システム・マネジメント専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、新学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までのシステム情報工学研究科（博士前期課程）社会システム工学専攻、経営・政策科学専攻、（博士後期課程）社会システム・マネジメント専攻の収容定員等は、新学則別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成 26 年度

研究科・専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
システム情報工学研究科				
社会工学専攻	108	108	26	26
社会システム工学専攻	55	0		
経営・政策科学専攻	53	0		
社会システム・マネジメント専攻			52	0

(2) 平成 27 年度

研究科・専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
システム情報工学研究科				
社会工学専攻	216	108	52	26
社会システム・マネジメント専攻			26	0

附 則（平 27. 3. 26 法人規則 25 号）

- 1 この法人規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 人文社会科学研究科（区分制博士課程）経済学専攻、人文社会科学研究科（区分制博士課程）法学専攻及び人文社会科学研究科（博士前期課程）国際地域研究専攻が存続する間、当該専攻を修了した者に授与する学位については、新学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年度から平成 28 年度までの人文社会科学研究科（区分制博士課程）経済学専攻、人文社会科学研究科（区分制博士課程）法学専攻、人文社会科学研究科（修士課程）国際地域研究専攻及び人文社会科学研究科（区分制博士課程）国際日本研究専攻の収容定員等は、新学則別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)平成27年度

研究科・専攻	修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会科学研究科 経済学専攻	9	0	10	0
法学専攻	7	0	10	0
国際地域研究専攻(修士課程)	36	36		
国際地域研究専攻	45	0		
国際日本研究専攻	25	25	37	19

(2)平成28年度

研究科・専攻	修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
人文社会科学研究科 経済学専攻			5	0
法学専攻			5	0
国際地域研究専攻(修士課程)	72	36		
国際日本研究専攻	50	25	47	19

附 則（平28.3.24法人規則35号）

- この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、新学則別表第2に規定するグローバル教育院ライフイノベーション学位プログラムの学位に付記する専攻分野の名称は、平成27年10月1日から適用する。
- 平成28年度から平成29年度までの人間総合科学研究科（博士前期課程）体育学専攻、（修士課程）スポーツ国際開発学共同専攻、（3年制博士課程）スポーツ医学専攻、コーチング学専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻の収容定員等は、新学則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)平成28年度

研究科・専攻	修士課程又は 博士前期課程		3年制博士課程	
	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員

人間総合科学研究科 体育学専攻（博士前期課程）	235	115		
スポーツ国際開発学共同専攻 （修士課程）	5 (8)	5 (8)		
スポーツ医学専攻（3年制博士課程）			34	10
コーチング学専攻（3年制博士課程）			17	5
大学体育スポーツ高度化共同専攻 （3年制博士課程）			3 (5)	3 (5)

（注）括弧内の数字は、第26条の4第1項に規定する構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(2) 平成29年度

研究科・専攻	3年制博士課程	
	収容定員	入学定員
人間総合科学研究科 スポーツ医学専攻（3年制博士課程）	32	10
コーチング学専攻（3年制博士課程）	16	5
大学体育スポーツ高度化共同専攻 （3年制博士課程）	6 (10)	3 (5)

（注）括弧内の数字は、第26条の4第1項に規定する構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

附 則（平28. 5. 26法人規則40号）

この法人規則は、平成28年5月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平29. 3. 23法人規則15号）

- この法人規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

附 則（平29. 6. 22法人規則22号）

- この法人規則は、平成29年9月1日から施行する。
- 平成28年度の入居に当たり、平成29年4月以降も同一居室又は同一タイプの学生宿舎に継続して入居することが許可されたものの寄宿料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

単身用寄宿料(月額)					世帯用寄宿料(月額)			
一般			追越 25～27号 棟	春日 3号棟	一の矢 17～19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日 3号棟	
未改修棟	改修棟						夫婦室	家族室
	春日地区 以外	春日地区						
13,530 円	14,830 円	15,035 円	30,680 円	14,051 円	27,696 円	27,525 円	23,877 円	32,377 円

附 則（平 2 9 . 7 . 2 7 法人規則 2 8 号）

- この法人規則は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 平成 2 9 年 9 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの生命環境科学研究科（博士前期課程）環境科学専攻及び国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学研究科（修士課程）国際連携食料健康科学専攻の収容定員等は、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則別表第 4 の規定にかかわらず次のとおりとする。

研究科・専攻	修士課程又は博士前期課程	
	収容定員	入学定員
生命環境科学研究科 環境科学専攻	153	69
国際連携持続環境科学専攻	6	6
人間総合科学研究科 国際連携食料健康科学専攻	9	9

附 則（平 3 0 . 2 . 2 2 法人規則 7 号）

この法人規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 3 1 . 2 . 2 8 法人規則 1 2 号）

この法人規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則別表第 2 中ヒューマニクス学位プログラムの項の規定は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から適用する。

附 則（令 元 . 7 . 2 5 法人規則 8 号）

この法人規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令 . . . 法人規則 . . . 号）

- この法人規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和

元年法人規則第 号) 附則第 2 条及び第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及びグローバル教育院の学位プログラム(以下「旧研究科等」という。)に係る規定の適用については、この法人規則による改正後の筑波大学大学院学則(以下「新学則」という。)第 3 条の 3、第 2 3 条から第 2 6 条まで、第 2 6 条の 4、第 2 6 条の 5、第 2 9 条、第 3 1 条の 2 から第 3 4 条の 2 まで、第 3 6 条から第 3 8 条の 3 まで、第 3 9 条、第 4 1 条から第 4 3 条の 3 まで、第 4 4 条の 2 から第 4 4 条の 4 まで、第 4 6 条、第 5 3 条、第 5 5 条、第 5 7 条及び第 6 4 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧研究科等を修了した者に授与する学位、改正前の第 4 6 条の規定に基づき授与する学位又は学校教育法第 1 0 4 条第 4 項の規定に基づき旧研究科等(グローバル教育院の学位プログラムを除く。)において論文審査等を行った者に対して授与する学位については、新学則別表第 2 から別表第 3 の 2 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 令和 2 年度から令和 5 年度までの大学院の入学定員及び収容定員は、新学則別表第 4 の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 令和 2 年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3 年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			139	139	66	66		
ビジネス科学研究群			63	63	21	21		
法曹専攻							36	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							30	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			276	276	88	88		
システム情報工学研究群	8	8	431	431	94	94		
生命地球科学研究群			311	311	118	118		
国際連携持続環境科学専攻			6	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	88	88	575	*575	141	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			5 (8)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					3 (5)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			9	9				
教育研究科								
スクールリーダーシップ開発 専攻			19	0				
教科教育専攻			80	0				
人文社会科学研究科								

哲学・思想専攻	24	0						
歴史・人類学専攻	48	0						
文芸・言語専攻	80	0						
現代語・現代文化専攻			10	0	16	0		
国際公共政策専攻			15	0	20	0		
国際地域研究専攻			36	0				
国際日本研究専攻			25	0	38	0		
ビジネス科学研究科								
経営システム科学専攻			30	0				
企業法学専攻			30	0				
企業科学専攻					46	0		
法曹専攻							72	0
国際経営プロフェッショナル 専攻							30	0
数理物質科学研究科								
数学専攻			27	0	24	0		
物理学専攻			50	0	40	0		
化学専攻			48	0	32	0		
ナノサイエンス・ナノテクノ ロジー専攻					50	0		
電子・物理工学専攻			54	0	32	0		
物性・分子工学専攻			61	0	26	0		
物質・材料工学専攻					18	0		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻			108	0	52	0		
リスク工学専攻			30	0	24	0		
コンピュータサイエンス専攻			113	0	56	0		
知能機能システム専攻			108	0	48	0		
構造エネルギー工学専攻			68	0	32	0		
生命環境科学研究科								
地球科学専攻			39	0				
生物科学専攻			49	0	52	0		
生物資源科学専攻			106	0				
環境科学専攻			69	0				
国際連携持続環境科学専攻			6	0				
地球環境科学専攻					22	0		
地球進化科学専攻					16	0		

環境バイオマス共生学専攻	84	0						
国際地縁技術開発科学専攻					44	0		
生物圏資源科学専攻					40	0		
生物機能科学専攻					42	0		
生命産業科学専攻					24	0		
持続環境学専攻					24	0		
先端農業技術科学専攻					12	0		
人間総合科学研究科								
スポーツ健康システム・マネ ジメント専攻			24	0				
フロンティア医科学専攻			50	0				
教育学専攻			18	0				
教育基礎学専攻					16	0		
学校教育学専攻					12	0		
心理専攻			16	0				
心理学専攻					12	0		
障害科学専攻			45	0	20	0		
生涯発達専攻			46	0				
生涯発達科学専攻					12	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					36	0		
感性認知脳科学専攻			14	0	20	0		
スポーツ医学専攻					20	0		
生命システム医学専攻	84	0						
疾患制御医学専攻	102	0						
看護科学専攻			15	0	16	0		
体育学専攻			115	0				
体育科学専攻					30	0		
コーチング学専攻					10	0		
芸術専攻			60	0	20	0		
世界遺産専攻			15	0				
世界文化遺産学専攻					14	0		
スポーツ国際開発学共同専攻			5 (8)	0 (0)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					6 (10)	0 (0)		
国際連携食料健康科学専攻			9	0				
図書館情報メディア研究科								
図書館情報メディア専攻			37	0	42	0		

計	518	96	3465	1815	1647	531	168	66
---	-----	----	------	------	------	-----	-----	----

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（80人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(2) 令和3年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	132	66		
ビジネス科学研究群			126	63	42	21		
法曹専攻							72	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	176	88		
システム情報工学研究群	16	8	862	431	188	94		
生命地球科学研究群			622	311	236	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	176	88	1150	*575	282	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					6 (10)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	18	0						
歴史・人類学専攻	36	0						
文芸・言語専攻	60	0						
現代語・現代文化専攻					8	0		
国際公共政策専攻					10	0		
国際日本研究専攻					19	0		
ビジネス科学研究科								
企業科学専攻					23	0		

法曹専攻							36	0
数理物質科学研究科								
数学専攻					12	0		
物理学専攻					20	0		
化学専攻					16	0		
ナノサイエンス・ナノテクノロジー専攻					25	0		
電子・物理工学専攻					16	0		
物性・分子工学専攻					13	0		
物質・材料工学専攻					9	0		
システム情報工学研究科								
社会工学専攻					26	0		
リスク工学専攻					12	0		
コンピュータサイエンス専攻					28	0		
知能機能システム専攻					24	0		
構造エネルギー工学専攻					16	0		
生命環境科学研究科								
生物科学専攻					26	0		
地球環境科学専攻					11	0		
地球進化科学専攻					8	0		
環境バイオマス共生学専攻	63	0						
国際地縁技術開発科学専攻					22	0		
生物圏資源科学専攻					20	0		
生物機能科学専攻					21	0		
生命産業科学専攻					12	0		
持続環境学専攻					12	0		
先端農業技術科学専攻					6	0		
人間総合科学研究科								
教育基礎学専攻					8	0		
学校教育学専攻					6	0		
心理学専攻					6	0		
障害科学専攻					10	0		
生涯発達科学専攻					6	0		
ヒューマン・ケア科学専攻					18	0		
感性認知脳科学専攻					10	0		
スポーツ医学専攻					10	0		
生命システム医学専攻	56	0						

疾患制御医学専攻	68	0						
看護科学専攻					8	0		
体育科学専攻					15	0		
コーチング学専攻					5	0		
芸術専攻					10	0		
世界文化遺産学専攻					7	0		
大学体育スポーツ高度化共同専攻					3 (5)	0 (0)		
図書館情報メディア研究科								
図書館情報メディア専攻					21	0		
計	493	96	3630	1815	1620	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（160人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(3) 令和4年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	24	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	264	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				

人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	12	0						
歴史・人類学専攻	24	0						
文芸・言語専攻	40	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	42	0						
人間総合科学研究科								
生命システム医学専攻	28	0						
疾患制御医学専攻	34	0						
計	468	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（240人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

(4) 令和5年度

学術院・研究群・専攻 又は研究科・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル 専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	32	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	352	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同 専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				

人文社会科学研究科								
哲学・思想専攻	6	0						
歴史・人類学専攻	12	0						
文芸・言語専攻	20	0						
生命環境科学研究科								
環境バイオマス共生学専攻	21	0						
計	443	96	3630	1815	1593	531	168	66

(注1) グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

(注2) 括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

(注3) 人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（320人）を含む。

(注4) *印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

5 ビジネス科学研究科法曹専攻を修了した者に対する新学則第78条の2の規定の適用については、同条中「人文社会ビジネス科学学術院」とあるのは「ビジネス科学研究科」と、「同専攻」とあるのは「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻」と読み替えるものとする。

別表第1（第16条、第18条、第48条、第72条関係）

（検定料、入学料、授業料）

検定料	入学料	授業料（年額）	
		大学院 （法科大学院を除く。）	法科大学院
30,000 円	282,000 円	535,800 円	804,000 円

備考 1 法科大学院の入学者選抜において、二段階選抜（出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力試験その他による選抜を行う。）を実施する場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は、23,000円とする。

2 上表の規定にかかわらず、長期履修学生に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、上表に規定する授業料の年額に当該課程の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 上表の規定にかかわらず、平成7年度から平成10年度までの入学者及び平成11年度以後に当該者が属することとなる年次に編入学、転入学及び再入学した者の授業料の額は次のとおりとする。

入学年度	授業料（年額）
平成7年度	447,600 円
平成8年度	447,600 円
平成9年度	469,200 円
平成10年度	469,200 円

（寄宿料）

単身用寄宿料（月額）						世帯用寄宿料（月額）			
一般			追越 25～27 号棟	一の矢 10～16 号棟	春日 3号棟	一の矢 17～19 号棟	一の矢 36・37 号棟	春日3号棟	
未改修 棟	改修棟							夫婦室	家族室
	春日地 区以外	春日 地区							
15,380 円	19,410 円	19,615 円	31,170 円	23,670 円	23,711 円	33,826 円	29,785 円	29,177 円	33,417 円

短期留学・ショートステイ用寄宿料（月額）			
一の矢 6・8号棟	一の矢 31～33号棟	一の矢 34・35号棟	一の矢 38号棟
23,800 円	44,000 円	36,100 円	30,600 円

グローバルヴィレッジ寄宿料（月額）
35,800 円

備考 1 単身用宿舎（一般）のうち改修棟（春日地区以外）は追越 18～21 号棟、平砂 1・3～7 号棟及び一の矢 1～5・7・22～24 号棟とし、改修棟（春日地区）は春日 1・2 号棟とする。

2 月の途中で入居した場合、又は退居した場合におけるその月分の寄宿料は、原則として、暦日数による日割りにより計算した額とする。

なお、日割りにより計算した金額に、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てして算出した金額とする。

別表第 2（第 4 5 条第 2 項関係）

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科学学術院	修士（文学）、修士（国際公共政策）、修士（国際日本研究）、修士（法学）又は修士（経営学）
理工情報生命学術院	修士（理学）、修士（工学）、修士（社会工学）、修士（サービス工学）、修士（生物情報学）、修士（農学）、修士（環境科学）、修士（山岳科学）、修士（食料革新学）、修士（環境制御学）、修士（生物工学）又は修士（持続環境科学）
人間総合科学学術院	修士（教育学）、修士（心理学）、修士（障害科学）、修士（カウンセリング）、修士（リハビリテーション科学）、修士（神経科学）、修士（医科学）、修士（公衆衛生学）、修士（看護科学）、修士（体育学）、修士（スポーツ・オリンピック学）、修士（スポーツウエルネス学）、修士（芸術学）、修士（デザイン学）、修士（世界遺産学）、修士（情報学）、修士（病態機構学）、修士（スポーツ国際開発学）又は修士（食料健康科学）

（注） 学際的な分野を専攻した者にあつては、修士（学術）とすることができる。

学 術 院 等	博士の学位及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科学学術院	博士（文学）、博士（国際公共政策）、博士（国際日本研究）、博士（法学）又は博士（経営学）
理工情報生命学術院	博士（理学）、博士（工学）、博士（社会工学）、博士（人間情報学）、博士（生物情報学）、博士（農学）、博士（生命農学）、博士（生物工学）、博士（環境学）、博士（食料革新学）又は博士（環境制御学）
人間総合科学学術院	博士（教育学）、博士（心理学）、博士（障害科学）、博士（カウンセリング科学）、博士（リハビリテーション科学）、博士（神経科学）、博士（ヒューマン・ケア科学）、博士（公衆衛生学）、博士（スポーツ医学）、博士（看護科学）、博士（医学）、博士（体育科学）、博士（コーチング学）、博士（スポーツウエルネス学）、博士（芸術学）、博士（デザイン

グローバル教育院 ヒューマニクス学 位プログラム	学)、博士(世界遺産学)、博士(情報学)、博士(人間生物学)、博士(病 態機構学)、博士(医科学)又は博士(体育スポーツ学) 博士(医学)、博士(理学)又は博士(工学)
--------------------------------	--

(注) 学際的な分野を専攻した者にあつては、博士(学術)とすることができる。

学 術 院	専門職学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会ビジネス科 学大学院	国際経営修士(専門職) 法務博士(専門職)

別表第3(第46条第2項関係)

学 術 院	修士の学位及び専攻分野の名称
理工情報生命学院 システム情報工学 研究群エンパワ メント情報学プロ グラム	修士(人間情報学)

別表第3の2(第46条の2第3項関係)

大学院・研究群・専攻・学位プログラム	研 究 学 位	専 門 学 位
人文社会ビジネス科学大学院		
人文社会科学研究群		
人文学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(文学) 博士(文学)	
国際公共政策学位プログラム(区分制博士課程)	修士(国際公共政策) 博士(国際公共政策)	
国際日本研究学位プログラム(区分制博士課程)	修士(国際日本研究) 博士(国際日本研究)	
ビジネス科学研究群		
法学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(法学) 博士(法学)	
経営学学位プログラム(区分制博士課程)	博士(経営学)	修士(経営学)
理工情報生命学院		
数理物質科学研究群		
数学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(理学) 博士(理学)	
物理学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(理学) 博士(理学)	
化学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(理学) 博士(理学)	
応用理工学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(工学) 博士(工学)	
国際マテリアルズイノベーション学位プログラム (区分制博士課程)	修士(工学) 博士(工学)	
システム情報工学研究群		
社会工学学位プログラム(区分制博士課程)	修士(社会工学)	

	博士（社会工学）	
サービス工学学位プログラム（博士前期課程）		修士（サービス工学）
リスク・レジリエンス工学学位プログラム （区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
情報理工学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（工学） 博士（工学）	
エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）	修士（人間情報学） 博士（人間情報学）	
ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（生物情報学） 博士（生物情報学）
生命地球科学研究群		
生物学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）	修士（農学）	
農学学位プログラム（博士後期課程）	博士（農学）	
生命農学学位プログラム（博士後期課程）	博士（生命農学）	
生命産業科学学位プログラム（博士後期課程）	博士（生物工学）	
地球科学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（理学） 博士（理学）	
環境科学学位プログラム（博士前期課程）		修士（環境科学）
環境学学位プログラム（博士後期課程）		博士（環境学）
山岳科学学位プログラム（博士前期課程）		修士（山岳科学）
ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（食料革新学） 博士（食料革新学）
ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（環境制御学） 博士（環境制御学）
ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（生物工学） 博士（生物工学）
国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）		修士（持続環境科学）
人間総合科学学術院		
人間総合科学研究群		
教育学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（教育学） 博士（教育学）	
心理学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（心理学） 博士（心理学）	
障害科学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（障害科学） 博士（障害科学）	
カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）	修士（カウンセリング）	
カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）	博士（カウンセリング科学）	
リハビリテーション科学学位プログラム （区分制博士課程）	修士（リハビリテーション科学） 博士（リハビリテーション科学）	
ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）	修士（神経科学） 博士（神経科学）	
ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3年制博士課程）	博士（ヒューマン・ケア科学）	
パブリックヘルス学位プログラム（3年制博士課程）	博士（公衆衛生学）	
スポーツ医学学位プログラム（3年制博士課程）	博士（スポーツ医学）	
フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）	修士（医科学）	

公衆衛生学学位プログラム（修士課程）		修士（公衆衛生学）
看護科学学位プログラム（区分制博士課程）	博士（看護科学）	修士（看護科学）
医学学位プログラム（一貫制博士課程）	博士（医学）	
体育学学位プログラム（博士前期課程）	修士（体育学）	
体育科学学位プログラム（博士後期課程）	博士（体育科学）	
スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）	修士（スポーツ・オリンピック学）	
コーチング学学位プログラム（3年制博士課程）	博士（コーチング学）	
スポーツウェルネス学学位プログラム（区分制博士課程）		修士（スポーツウェルネス学） 博士（スポーツウェルネス学）
芸術学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（芸術学） 博士（芸術学）	
デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（デザイン学） 博士（デザイン学）	
世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）	博士（世界遺産学）	修士（世界遺産学）
情報学学位プログラム（区分制博士課程）	修士（情報学） 博士（情報学）	
ヒューマンバイオロジー学位プログラム （一貫制博士課程）		博士（人間生物学）
ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（病態機構学） 博士（病態機構学）
ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム （区分制博士課程）		修士（医科学） 博士（医科学）
スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）		修士（スポーツ国際開発学）
大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）		博士（体育スポーツ学）
国際連携食料健康科学専攻（修士課程）		修士（食料健康科学）

別表第4（第61条関係）

学術院・研究群・専攻	一貫制博士課程		修士課程 又は 博士前期課程		博士後期課程 又は 3年制博士課程		専門職学位課程	
	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員
人文社会ビジネス科学学術院								
人文社会科学研究群			278	139	198	66		
ビジネス科学研究群			126	63	63	21		
法曹専攻							108	36
国際経営プロフェッショナル専攻							60	30
理工情報生命学術院								
数理物質科学研究群			552	276	264	88		
システム情報工学研究群	40	8	862	431	282	94		
生命地球科学研究群			622	311	354	118		
国際連携持続環境科学専攻			12	6				
人間総合科学学術院								
人間総合科学研究群	360	88	1150	*575	423	141		
スポーツ国際開発学共同専攻			10 (16)	5 (8)				
大学体育スポーツ高度化共同専攻					9 (15)	3 (5)		
国際連携食料健康科学専攻			18	9				
計	400	96	3630	1815	1593	531	168	66

（注1）グローバル教育院の学位プログラムは、入学定員及び収容定員を持たない。

（注2）括弧内の数字は、構成大学院全体の入学定員及び収容定員を示す。

（注3）人間総合科学研究群の一貫制博士課程に係る入学定員及び収容定員には、医学を履修する博士課程に係る入学定員（80人）及び収容定員（320人）を含む。

（注4）*印を冠するものは、教育学学位プログラムにおける初等教育学コース（5人）を含む。

○筑波大学学位規程（案）

〔平成16年11月25日〕
法人規程第48号

改正 平成17年法人規程第36号

平成17年法人規程第67号

平成18年法人規程第20号

平成20年法人規程第1号

平成20年法人規程第38号

平成23年法人規程第52号

平成24年法人規程第42号

平成25年法人規程第53号

平成26年法人規程第54号

平成27年法人規程第33号

平成28年法人規程第51号

平成29年法人規程第46号

平成31年法人規程第17号

令和 元年法人規程第 号

筑波大学学位規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 学位論文審査委員会（第3条）

第3章 修士及び博士の学位の授与手続き（第4条―第13条）

第4章 雑則（第14条―第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第41条第3項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第47条の規定に基づき、筑波大学が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位授与の要件等）

第2条 学群学則第41条第1項の規定による学士の学位の授与は、学長が、学群を卒業した者

に対し行うものとする。

- 2 大学院学則第45条第1項の規定による修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与は、学長が、修士の学位にあっては修士課程又は博士前期課程を修了した者に、博士の学位にあっては一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程を修了した者に、専門職学位にあっては専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。
- 3 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与は、学長が、同項に規定する要件を満たした者に対し行うものとする。
- 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下単に「学力の確認」という。)がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。

第2章 学位論文審査委員会

(学位論文審査委員会)

- 第3条 学術院運営委員会に、修士論文若しくは博士論文(以下「学位論文」という。)又は特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究」という。)の審査及び最終試験又は学力の確認(以下「論文審査等」という。)を行うため、学位論文審査委員会(以下「学術院審査委員会」という。)を置く。
- 2 グローバル教育院に置く学位プログラム(以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。)にあっては、教育研究評議会がグローバル教育院の下に、学位論文又は特定課題研究の論文審査等を行うため、全学学位論文審査委員会(以下「全学審査委員会」という。)を置く。
- 3 学術院審査委員会及び全学審査委員会(以下「審査委員会」という。)の任務、組織、名称その他必要な事項は、法人細則で定める。

第3章 修士及び博士の学位の授与手続き

(学位論文等の審査の願出)

- 第4条 修士課程又は博士前期課程の修了による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長に審査を願い出るものとする。
- 2 前項の規定は、特定課題研究による場合に準用する。

- 第5条 一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長(グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院長)(以下「学術院長等」という。)に審査を願い出るものとする。

- 第6条 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記

様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長等に審査を願い出るものとする。

(第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請)

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する学術院の学術院長に回付するものとする。

(学位論文)

第8条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(論文審査等の手続き)

第10条 学術院長等は、第4条から第6条までに規定する学位論文等の審査の願出を受理したとき又は第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、論文審査等を該当する審査委員会に付託する。

2 審査委員会は、論文審査等の合格又は不合格を決定し、文書により当該学術院長等に報告する。

3 前項の決定は、学位論文等の審査の願出を受理した日又は学長から回付された日から1年以内に行うものとする。

4 論文審査等に関し疑義が生じたときは、学術院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）が措置を決定する。

(最終試験及び学力の確認の方法等)

第11条 最終試験は、学位論文（特定課題研究を含む。第3項及び次条第1項において同じ。）及びその関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

2 学力の確認は、学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 最終試験及び学力の確認は、審査委員会が学位論文を不合格と判定したときは、これを省略することができる。

(学長への報告)

第12条 学術院長等は、課程修了の認定（大学院学則第46条第1項に規定する要件を満たしているか否かの認定を含む。以下同じ。）について、修得単位並びに第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、学術院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）の議を経て、学長に報告する。

2 学術院長は、第2条第4項に規定する博士の学位授与の要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について、第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び学力の確認の結果に基づき、学術院運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(課程修了等の認定及び学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士又は博士の学位を授与する。

第4章 雑則

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「筑波大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。ただし、大学院学則第26条の4に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）における論文にあっては、当該共同教育課程を構成するすべての大学院（以下「構成大学院」という。）において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「筑波大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成する全ての大学（以下「構成大学」という。）の名称を付記するものとする。

(学位名称等の英文表記)

第15条の2 学群学則第41条及び大学院学則第47条に規定する学位名称等の英文表記については、別に定める。

(学位の取消し)

第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会の、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議の、学院にあっては学院運営委員会の、グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚す行為を行ったとき。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別記様式第3号から別記様式第8号までのとおりとする。ただし、大学院学則第26条の4第2項に規定する共同教育課程及び第26条の5第3項に規定する国際連携教育課程に係る学位記の様式は、法人細則で定める。

(法人細則への委任)

第18条 この法人規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規程は、平成16年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第17条の規定を適用する。

(哲学・思想研究科等に係る特例)

- 3 博士課程の哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科又は芸術学研究科（以下「哲学・思想研究科等」という。）に係る論文審査等は、第3条第1項の規定にかかわらず、博士課程長及び哲学・思想研究科等の研究科長で構成する委員会（以下「博士課程委員会」という。）に審査委員会を設置して、これを行うものとする。この場合において、第12条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「研究科教員会議の議を経て、修士課程の研究科の研究科長にあっては修士課程長に、博士課程の研究科の研究科長にあっては学長」とあるのは「博士課程の哲学・思想研究科等の研究科長にあっては博士課程長」と、第16条第1項中「博士課程の研究科にあっては研究科教員会議」とあるの

は「博士課程の哲学・思想研究科等にあつては博士課程委員会」とする。

- 4 第10条第2項及び第4項後段の規定は博士課程委員会に設置される審査委員会に、第12条第2項の規定は博士課程長に、同条第3項の規定（第16条第2項において準用する場合を含む。）は博士課程委員会に、それぞれ準用する。この場合において、第12条第2項中「修士課程委員会」とあるのは「博士課程委員会」と読み替えるものとする。

附 則（平17. 3. 24 法人規程36号）

この法人規程は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平17. 12. 22 法人規程67号）

この法人規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18. 3. 23 法人規程20号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 20 法人規程1号）

- 1 この法人規程は、平成20年2月20日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学学位規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群を卒業した者に授与された学位を取り消す場合にあっては、新規程第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20. 5. 21 法人規程38号）

この法人規程は、平成20年5月21日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人規程52号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規程42号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 4. 25 法人規程53号）

この法人規程は、平成25年4月25日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平26. 3. 27 法人規程54号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平 27. 3. 26 法人規程 33 号）

- 1 この法人規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第 17 条の規定を適用する。

附 則（平 28. 3. 24 法人規程 51 号）

この法人規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 6. 30 法人規程 46 号）

この法人規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 7. 27 法人規程 49 号）

この法人規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平 31. 2. 28 法人規程 17 号）

この法人規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程別表 1－2 中グローバル教育院の学位プログラムの欄のうち、ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）の規定は、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令 . . . 法人規程 号）

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第 2 条及び第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及びグローバル教育院の学位プログラムに係る規定の適用については、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程第 3 条第 1 項及び第 3 項、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 12 条、第 16 条、別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 5 号から第 7 号まで、別表第 1 並びに別表第 1－2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条―第6条関係、第14条の2関係）

学 位 論 文 審 査 願			
			年 月 日
学術院長殿 （＊教育院長殿）			
筑波大学大学院			
修（博）士課程		学術院	
		研究群	
		学位プログラム	
（＊博士課程 グローバル教育院		学位プログラム）	
		年度入学 学籍番号	
氏 名		印	
国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、修（博）士（〇〇）の 学位論文（※特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。			
記			
1 論文概要	通		
2 論文目録	通		
3 履歴書	通		
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）			

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各学術院等の定める部数を提出するものとする。
- 3 論文概要は、4, 000字以内とする。
- 4 ※特定の課題についての研究成果の審査を願出の場合に記載する。
- 5 ＊印の項目は、グローバル教育院の学位プログラムに適用する。
- 6 理工情報生命学術院国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学学術院のスポーツ国際開発学共同専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻及び国際連携食料健康科学専攻については、研究群・学位プログラムの名称に代えて当該専攻の名称を記載する。

別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）

学 位 申 請 書		年 月 日
筑波大学長	殿	住 所 氏 名 印
国立大学法人筑波大学学位規程第7条第1項の規定により、博士（〇〇）の学位を 下記の書類及び学位論文審査手数料 受けたいので、学位論文に を添え申請します		
※ 下 記 の 書 類		
記		
1 論文概要 通 2 論文目録 通 3 履歴書 通 4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る） 		

備考 1 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各大学院等の定める部数を提出するものとする。

2 論文概要は、4,000字以内とする。

3 ※ 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合

別記様式第3号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学類又は専門学群を卒業した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the College (School) of ○○ of the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学 ○○学群○○学類 所定の課 ○○専門学群 程を修めて本学を卒業したことを認 め学士（○○）の学位を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第4号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学位プログラムを卒業した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学グローバル教育院○○学位プロ グラム所定の課程を修めて本学を卒 業したことを認め学士(○○)の学位 を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第5号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1の研究群・学位プログラム又は専攻を修了した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name _____ Date of Birth: _____ has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master (Doctor) of ○○ from the Master's (Doctoral) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University. Date _____ Diploma No. _____ Name _____ President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	修（博）甲 専 修 第 号 法 博 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○学院○○研究群 ○○学位プログラムの 修士課程 博士課程 博士前期課程 _____ を修了したので 博士後期課程 専門職学位課程 修士（○○） 博士（○○） _____ の学位を ○○修士（専門職） 法務博士（専門職） 授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	--

備考 1 規格は、日本産業規格A列3番とする。

2 人文社会ビジネス科学学院の法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を修了した者については、研究群・学位プログラムの名称に代えて、当該専攻の名称を記載する。

別記様式第6号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1－2のグローバル教育院の学位プログラムを修了した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Doctor of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	博甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院グローバル教育院○○学 位プログラムの博士課程を修了した ので博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
---	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第7号（第17条関係）

第2条第3項に該当する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	修乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○学術院○○研究群○ ○学位プログラムの博士課程におい て修士課程の修了に相当する要件を 満たしたので修士（○○）の学位を授 与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第8号（第17条関係）

第2条第4項に該当する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements for the degree of Doctor of ○○ of this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	博乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学に学位論文を提出し所定の審査 に合格したので博士（○○）の学位を 授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別表 1 (別記様式第 5 号関係)

学術院	研究群・学位プログラム又は専攻
人文社会ビジネス科学学術院	人文社会科学研究群 人文学学位プログラム (区分制博士課程) 国際公共政策学位プログラム (区分制博士課程) 国際日本研究学位プログラム (区分制博士課程) ビジネス科学研究群 法学学位プログラム (区分制博士課程) 経営学学位プログラム (区分制博士課程) 法曹専攻 (専門職学位課程) 国際経営プロフェッショナル専攻 (専門職学位課程)
理工情報生命学術院	数理物質科学研究群 数学学位プログラム (区分制博士課程) 物理学学位プログラム (区分制博士課程) 化学学位プログラム (区分制博士課程) 応用理工学学位プログラム (区分制博士課程) 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム (区分制博士課程) システム情報工学研究群 社会工学学位プログラム (区分制博士課程) サービス工学学位プログラム (博士前期課程) リスク・レジリエンス工学学位プログラム (区分制博士課程) 情報理工学位プログラム (区分制博士課程) 知能機能システム学位プログラム (区分制博士課程) 構造エネルギー工学学位プログラム (区分制博士課程) エンパワーメント情報学プログラム (一貫制博士課程) ライフイノベーション (生物情報) 学位プログラム (区分制博士課程) 生命地球科学研究群 生物学学位プログラム (区分制博士課程) 生物資源科学学位プログラム (博士前期課程) 農学学位プログラム (博士後期課程) 生命農学学位プログラム (博士後期課程) 生命産業科学学位プログラム (博士後期課程) 地球科学学位プログラム (区分制博士課程) 環境科学学位プログラム (博士前期課程) 環境学学位プログラム (博士後期課程) 山岳科学学位プログラム (博士前期課程) ライフイノベーション (食料革新) 学位プログラム (区分制博士課程) ライフイノベーション (環境制御) 学位プログラム (区分制博士課程) ライフイノベーション (生体分子材料) 学位プログラム (区分制博士課程)
人間総合科学学術院	人間総合科学研究群 教育学学位プログラム (区分制博士課程) 心理学学位プログラム (区分制博士課程) 障害科学学位プログラム (区分制博士課程) カウンセリング学位プログラム (博士前期課程) カウンセリング科学学位プログラム (博士後期課程) リハビリテーション科学学位プログラム (区分制博士課程) ニューロサイエンス学位プログラム (区分制博士課程) ヒューマン・ケア科学学位プログラム (3 年制博士課程) パブリックヘルス学位プログラム (3 年制博士課程) スポーツ医学学位プログラム (3 年制博士課程) フロンティア医科学学位プログラム (修士課程) 公衆衛生学学位プログラム (修士課程) 看護科学学位プログラム (区分制博士課程) 医学学位プログラム (一貫制博士課程)

	体育学学位プログラム（博士前期課程） 体育科学学位プログラム（博士後期課程） スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程） コーチング学学位プログラム（3年制博士課程） スポーツウェルネス学学位プログラム（区分制博士課程） 芸術学学位プログラム（区分制博士課程） デザイン学学位プログラム（区分制博士課程） 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程） 情報学学位プログラム（区分制博士課程） ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程） ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程） ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
--	---

別表 1－2（別記様式第 6 号関係）

グローバル教育院の学位プログラム	
グローバル教育院	ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）

○学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について（案）

平成27年3月26日
学 長 決 定
改正 令和 年 月 日

（趣旨）

第1条 この決定は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条第2項並びに第3項及び国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第38条第8項及び第44条第6項の規定に基づき、学術院運営委員会、学群運営委員会及び専門学群教育会議（以下「運営委員会等」という。）が審議する教育に関する重要事項等について定めるものとする。

（法第93条第2項関連）

第2条 運営委員会等は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学生の転学、退学及び除籍
- (4) その他意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

（法第93条第3項関連）

第3条 運営委員会等は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長、学術院長及び学群長（次号において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項
- (2) その他学長等が意見を求める事項

附 記

この決定は、平成27年4月1日から実施する。

附 記（令 年 月 日）

（施行期日）

第1条 この決定は、令和2年4月1日から実施する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 号）附則第2条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科運営委員会に関する規定の適用については、この決定による改正後の学術院運営委員会等が審議する教育に関する重要事項等について第1条及び第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。